

しまの豊かさを創造する 海洋都市・五島市

～ 人と自然との共生を大切にし

安心と活力あふれるまちづくりをめざして ～

< 新市建設計画 >

平成15年1月

下五島一市五町合併協議会

～ 目 次 ～

はじめに	1
1. 合併の必要性和効果	2
2. 計画策定の方針	4
新市の概況	5
1. 位置と自然条件	5
2. 歴史・文化	5
3. 交通アクセス	5
4. 人口と世帯	6
5. 産業の現況	7
新市建設の基本方針	9
1. 新市の基本理念	9
2. まちづくりの方向性	10
3. 施策の基本方針	12
4. 主要指標の見通し	15
新市の主要施策	17
1. まちや島々を連携する交通・情報網の整備	18
2. 個性ある地域を活かした環境にやさしい豊かな生活空間づくり	23
3. すべての人々が安心して住めるまちづくり	29
4. しまの多様な文化を大切にし人が輝く社会づくり	35
5. 地域の特性を活かした自立的な産業の育成	40
6. 住民と行政の連携による新しい市の創造	51
公共施設の統合整備と適正配置	56
財政計画	57
(巻末参考資料)	
1. 用語解説	1
2. 住民アンケート結果の概要	5
3. 特に住民のみなさんからの優先度が高い項目への対応策(再掲)	11

はじめに

これまで、福江市、富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町の下五島1市5町は、豊かな自然と歴史、文化を共有しながら、農林水産業を基幹産業として一体的に発展してきました。

また、早くから広域的な行政課題に対応するため、消防や衛生、福祉などの分野で、広域行政にも取り組んできました。

しかしながら、近年、少子高齢化や高度情報化・国際化の進展、地方分権など地域を取り巻く社会環境が大きく変化してきており、今、まさに、これらに適切に対応すべき時期にきています。

21世紀を迎え、今後、このような課題を解決しつつ、下五島が将来に向けて持続的に発展していくためには、行財政基盤を強化するとともに、効率的な行政体制を整備し、多様化・高度化する住民ニーズへの対応と地域の活性化に向けた取り組みを強化していくことが重要であり、合併はそのための有効な方策、手段となるものです。

本計画は、1市5町の総合計画や広域行政圏計画等を踏まえ、住民のみなさんの声を反映して、合併後の新市のまちづくりの方向性を示すマスタープランとして作成するものであり、新市建設の基本的な指針となるものです。

なお、合併後は、新市において基本構想や基本計画等を策定することになりますが、これらの計画は、本計画を踏まえながら策定していくこととなります。

1. 合併の必要性と効果

(1) 合併の必要性

地方分権への対応

平成12年4月から地方分権一括法が施行されましたが、地方分権型社会においては、自治体の自主性が尊重され、住民に最も身近な地方公共団体である市町村には、「自己決定、自己責任の原則」のもと、これまで以上に幅広い分野で大きな役割を果たすことが求められます。そのため、地方分権に対応し、専門的で高度な行政サービスを提供できるよう、行財政基盤の充実・強化を図る必要があります。

人口減少、少子高齢化への対応

下五島では、若年層を中心とした人口の島外流出により、定住人口が減少し続けているとともに、少子化が進み、高齢化は県平均を上回って進行しています。生産年齢人口の減少は地域活力の減退を招き、また、高齢化の進行は医療や福祉等の行政需要をさらに増大させるものと見込まれます。地域活性化のため、総合的な施策の展開を図って人口減少を抑制するとともに、合併のメリットを活かして、高度で専門的な施策を効率的に展開していく必要があります。

住民ニーズの多様化・高度化への対応

交通、情報通信手段などの飛躍的な発展により、日常の生活圏は、既存の行政区域を越えて広域化しており、また、経済発展、情報化・国際化の進展等に伴う生活様式の変化などにより住民ニーズも多様化・高度化してきています。そのため、社会基盤や生活環境、福祉、教育、産業など住民生活を取り巻く各分野において、既存の行政区域を越えた広域的な観点からの一体的な施策による対応が求められています。

厳しい財政状況への対応

景気の長期低迷等により、国、地方とも財政は厳しい状況にあり、税収の伸び悩み、財政の硬直化を招いています。財政健全化のため国において、地方交付税制度等地方財政制度の見直しが進められている中、地方交付税への依存度が高い下五島においては、自主財源の確保と、より一層の効率的な行財政運営により、財政基盤の強化を図っていく必要があります。

(2) 期待される効果

合併により、次のような効果が期待されます。

行財政基盤の充実・強化

専門職の採用や専任組織の設置、専任の職員の配置ができるようになり、専門的で高度な行政サービスを提供することが可能となります。

財政規模が大きくなることにより、弾力的な財政運営が可能となり、財政基盤の安定化を図ることができます。

効率的な行財政の運営

総務、財政などの管理部門の職員のほか、特別職や議員、各種委員会や審議会の委員が減少することにより経費の節減を図ることができます。

類似施設の重複投資が避けられる一方、質の高い施設整備を行うことが可能となります。

広域的で効果的なまちづくりの実現

広域的な視点に立って、道路や公共施設、生活基盤等の整備、土地利用などまちづくりを計画的、効率的に実施していくことができます。

環境問題や観光振興など、広域的な調整や連携した取り組みが必要な施策を効果的に推進できます。

住民サービスの充実、利便性の向上

これまで他の市町の施設であった文化施設、スポーツ施設、福祉施設などの公共施設が利用しやすくなります。

生活の実態に即した小中学校区の設定が可能となります。

諸証明書発行などの窓口サービスを提供できる箇所が多くなり、勤務地の近くでも利用できるようになります。

2 . 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、福江市、富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町の合併後の新市のソフト、ハード両面を含めた、まちづくり全般のマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることにより、1市5町の速やかな一体性の確立を促し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指そうとするものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細で具体的な内容については、新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共施設の統合整備および財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画における主要事業、公共施設の統合整備および財政計画は、合併後、概ね10年間について定めるものとします。

(4) その他

新市建設の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野に立つものとします。

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとします。

財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。

新市の概況

1. 位置と自然条件

新市は、九州の最西端に位置し、長崎港の西方海上約 100 k m の五島列島の南西部、福江島、奈留島、久賀島、桜島、黄島、赤島、蕨小島、黒島、島山島、嵯峨島及び前島の 11 の有人島と 52 の無人島により構成されます。

新市の総面積は、420.29 k m² になり、地質は、大部分が古代三紀の砂岩、礫岩、頁岩及び玲岩よりなっており、地形は極めて複雑で火山群をともなう沈降性地累島群で、多くの溺れ谷をもち、その海岸線は屈曲に富んでいます。

福江島の西側の海岸には、東シナ海の荒波を受けて、みごとな海蝕崖がたなり、特に大瀬崎の断崖、嵯峨島の火山海蝕崖は有名です。また、福江島、嵯峨島には、小型のホマーテ（臼状火山）及びアスピーテ（楯状火山）の火山群があり、その特異な火山形はわが国でも珍しい存在となっています。このため、景観は非常に美しく、その大部分が西海国立公園に指定されています。

気候は対馬暖流の影響を受けて温暖ですが、台風の常襲地帯でもあり、年間降雨量が多くなっています。

2. 歴史・文化

下五島においては、地域内の各所から旧石器時代、縄文・弥生時代の遺跡が発見されており、古い時代から人が生活を営んでいたことが推測されていますが、奈良・平安時代には、遣唐使船最後の寄港地として、大陸との交流の拠点となって栄えました。また、中世以降も、海外貿易の拠点として栄え、江戸時代には、キリスト教徒が新天地を求めて移住した地域でもあります。このような歴史のなかで、地域内には教会や寺社をはじめとして多くの歴史的、文化的遺産が残っており、また、様々な郷土芸能や伝統行事等が継承され、下五島独特の地域文化を形成しています。

3. 交通アクセス

本土との交通は、海路では、福江～奈良尾～長崎間にジェットfoilが、福江～奈留～奈良尾～長崎間、及び奈留を經由する福江～博多間にフェリーが運航しています。また、空路では、福江～長崎間にダッシュエイトが、福江～福岡間にボーイング 737 が運行しているほか、福江～大阪間にはジェット機が季節運航しています。なお、平成 14 年 10 月から福江～福岡間にダッシュエイトが就航しています。

4. 人口と世帯

人 口

平成12年の国勢調査では、下五島1市5町の人口の合計は、48,533人で、平成7年と比較して5.4%減少しており、その減少率は、県全体の1.8%減を大きく上回っています。また、昭和30年の国勢調査時の91,973人をピークとして、減少の一途をたどっている状況です。

なかでも、14歳以下の年少人口の減少が著しく、全人口に占める比率は、昭和50年の29.0%から、平成12年には16.1%にまで減少しています。これに対して、65歳以上の高齢者人口の全人口に占める比率は、平成12年には26.4%になっており、県平均の20.8%を大きく上回っています。このようなことから、急速に少子高齢化が進行していることがうかがえます。

世 帯

世帯数については、昭和60年を境に減少しており、平成12年には19,967世帯となっています。また、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、核家族化が進んでいるといえます。

区 分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	対7年増減
総人口	63,410 100.0	60,947 100.0	57,736 100.0	54,143 100.0	51,295 100.0	48,533 100.0	-5.4
年少人口 0～14歳	18,381 29.0	15,558 25.5	13,525 23.4	11,572 21.4	9,839 19.2	7,797 16.1	-20.8
生産年齢人口 15～64歳	37,429 59.0	37,223 61.1	35,364 61.3	32,896 60.8	30,032 58.5	27,916 57.5	-7.0
老年人口 65歳以上	7,600 12.0	8,166 13.4	8,846 15.3	9,672 17.9	11,420 22.3	12,816 26.4	12.2
世帯数	19,230	20,159	20,473	20,187	20,114	19,967	-0.7
1世帯あたり人員	3.3	3.02	2.82	2.68	2.55	2.43	-4.7
(参考) 県全体	1,571,912	1,590,564	1,593,968	1,562,959	1,544,934	1,516,536	-1.8

資料:国勢調査 総人口には年齢不詳を含むため、年齢別人口の合計値と一致しません。

5 . 産業の現況

産業構造

産業別就業者人口により、下五島の産業構造を見ると、平成12年の国勢調査では、第1次産業である農林水産業が17.8%、第2次産業である製造業・建設業等が19.3%、第3次産業である卸・小売・サービス業等が62.9%となっており、第3次産業の占める割合が高くなってきています。

区 分	上段:人 下段:%					
	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
就業者総数	24,337 100.0	24,964 100.0	23,896 100.0	22,391 100.0	21,751 100.0	20,329 100.0
第1次産業	11,154 45.8	9,571 38.3	8,410 35.2	5,901 26.4	4,787 22.0	3,616 17.8
第2次産業	2,520 10.4	3,438 13.8	3,274 13.7	4,244 19.0	4,136 19.0	3,923 19.3
第3次産業	10,663 43.8	11,948 47.9	12,198 51.0	12,241 54.7	12,826 59.0	12,785 62.9

資料:国勢調査 就業者総数には分類不能を含むため、産業別就業者数の合計値と一致しません。

農林水産業

下五島の平成11年の農業粗生産額は約63億円で、県下全体の約5%を占め、品目別では、葉たばこ、肉用牛、野菜、米で地域全体の約70%を占めています。農業粗生産額は、気象災害等により変動が見られるものの、やや減少傾向が続いています。また、森林面積は、全面積の3分の2を占め、民有林に占める人工林の割合は約2分の1ですが、その大部分がまだ主伐期に達していない状況です。

平成11年の水産業の生産額は約122億円(推計)で、県下全体の約6%を占め、まき網を主力にひき縄、はえ縄、定置網、養殖業等が盛んですが、漁獲量の減少、長引く魚価の低迷等により、年々経営体数も減少するなど、水産業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

商工業・観光

商業については、大型郊外店の相次ぐ出店による中心商店街の空洞化、島外への消費流出などが課題となっていますが、平成11年の商店数は1,174店舗、従業者数4,245人、商品販売額732億円で、県全体に占める割合はそれぞれ4.6%、3.1%、1.9%となっています。また、製造業については、零細な事業所が多く、平成11年の従業員4人以上の事業所数は69、従業者数964人、製造品出荷額等94億円で、県全体に占める割合はそれぞれ2.4%、1.3%、0.7%にとどまっています。主な製造品は、水産加工物などの食料品や製材、建設資材、特産のサンゴ工芸品、地場産品として、椿製品、かんころ餅等があります。

下五島は、美しい自然景観と、遣唐使、教会、寺社等の歴史的、文化的遺産に恵まれた魅力あふれる観光地として、平成12年の観光客数は約100万人、対前年比で2.9%増加し、また、観光消費額は158億円と推計されています。観光消費額はほぼ横ばいの状況ですが、観光客数は増加傾向にあり、下五島の基幹産業の一つになっています。

新市建設の基本方針

1. 新市の基本理念

しまの豊かさを創造する海洋都市・五島市

～ 人と自然との共生を大切にし
安心と活力あふれるまちづくりをめざして ～

【基本理念の背景】

下五島は多くの島々から構成されており、自然環境に恵まれ、それぞれに特色ある文化を有しています。歴史的に見ると、下五島は遣唐使をはじめとした国際交流の拠点であり、世界の様々な文化が海を介してもたらされてきました。そして、しまの豊かな資源を活かし、農林水産業を基幹産業として地域が発展してきました。

しまの特性を活かして発展してきた下五島は、豊かな自然と歴史文化を活かし、新たな社会の中で発展していくためのしっかりとした基盤を持っているといえます。一方で、近年、基幹産業の低迷、人口減少、高齢化により地域は停滞しており、新たな飛躍を図ることが課題となっています。

住民意識調査でも、雇用の場の確保が最も重視されており、産業振興等を通じた新たな雇用の創出により地域の活性化を図ることが必要とされています。また同時に、自然との共生、保健・福祉・医療の充実等、新時代に向けた安心で心豊かな生活に対する意識も高くなっています。

さらに、将来の新市を担う高校生たちにおいては、にぎわいの創出や情報通信技術などの活用による、活発で外に開かれた地域社会への志向がみられます。

これまでも各市町では、「しま」としての特色を活かし、人と自然との共生の中で、活力のあるまちづくりを目指してきました。このような考えが、各市町のまちづくりの基本理念にも反映されており、新市の理念にも受け継いでいくことが必要です。

今後、新市は、海を通じた交流や地域の資源を活かして発展してきた歴史的な背景を大切にしながら、新しい価値観を積極的に取り込むことにより、地域の課題に対処していくことが求められます。

豊かな自然や歴史文化等、「しま」で育まれてきた多様な資源を大切にし、これらを活かしながら、新たなまちづくりを行うことが必要です。

2. まちづくりの方向性

新市のまちづくりの方向性について、「新市の一体性」、「安心して心豊かな生活」、「活力ある開かれたまちづくり」の観点から、それぞれ示します。

新市の一体性に係る方向性

方向性 1 : 個性あるまちやしまが連携し自然と人が共生する豊かな地域



下五島は多くのしまから成り立っており、新たなまちづくりに向け動き出すためにも、島々が連携して一体的な地域として機能することが重要です。

住民意識調査の中でも、「中心部のみ発展する」ことへの懸念が多く見受けられ、均衡ある地域の発展は全住民の求めるところであるといえます。特に、海により隔てられている離島地域や周辺地域においては、一層重要なこととなっています。これに対応するためには、社会基盤整備等により、連携のための手段を確立することがまず必要です。

連携による効果を生み出すためには、それぞれのまち・しま自体が個性的で豊かな生活空間として機能していくことが求められます。しまの豊かな生活空間は、良好な自然環境によって支えられており、自然との共生を図ることが重要です。

まちやしまを大切にすることにより、それぞれの地域が個性的に発展し、それが連携した新市は魅力的で力強いものとなります。

安心して心豊かな生活に係る方向性

方向性 2 : 多様なしまの自然と歴史文化の中で安心して人が住め輝く地域



下五島は自然に恵まれており、歴史的な遺産や伝統芸能などの古くからの文化も多く、現在でもそれが大切に守られています。豊かな自然や歴史文化は人々が心豊かに暮らすことができるまちを支える上で、重要な基盤を形成しているといえます。

住民意識調査でも、自然環境や、歴史文化を大切にすべきであるとの考えが高まっているとともに、豊かで安心して暮らせる社会を築き、今後も住み続けたいとする意識が強くみられており、このための医療や高齢者福祉の充実などが求められています。

お年寄りから若者までが安心して住むことができる豊かな生活空間を築くことにより、地域のコミュニティが引き続き維持され、その中で人々が輝き、新たなまちづくりを担っていくことが期待されます。

活力ある開かれたまちづくりに係る方向性

方向性 3 : 世代を超えてかぎりなく発展する活力あふれる地域



経済

下五島では、農林水産業をはじめとして、いくつもの世代を超えて産業が発展してきましたが、近年基幹産業の衰退が著しくなっています。若者の流出が進んでいる下五島においては、住民意識調査にも強く見られるように、産業の活性化を行い、雇用の創出を図ることが求められています。

しませんが、産業の発展により経済的に豊かになるためには、しまの外に頼るだけではなく、内発的に産業を創造することが必要です。下五島には、多くの地域資源が存在しており、これらを有効に活用した内発型の産業づくりを行うことが可能です。

まちづくり

自立ある社会を築くには、住民と行政が、新しいまちづくりの方向性を共有して、連携を図っていくことが重要です。

このためには、住民意識調査でも指摘されているように、積極的な住民参加が必要であるとともに、効率的な財政運営のもと質の高いサービスを提供していくことが求められます。住民と行政との間のこのような仕組みが維持され続けることは重要であり、世代を超え発展するまちづくりに不可欠なことです。

合併は、まさにこのような社会的な仕組みを創りあげる、大きなきっかけとなります。

3. 施策の基本方針

それぞれの「まちづくりの方向性」に基づき、具体的に新たな市を創っていくために、以下の6つの「施策の基本方針」を立てます。

「個性あるまちやしまが連携し自然と人が共生する豊かな地域」に係る施策の基本方針

「まちや島々を連携する交通・情報網の整備」

日常生活の利便性や地域の連携交流を高め、一体的な新市を形成していくために、道路・交通網や情報基盤等を整備していく必要があります。

「個性ある地域を活かした環境にやさしい豊かな生活空間づくり」

まちづくりの基盤として、自然環境を大切にしながら豊かな生活空間を創造していく必要があります。

「多様なしまの自然と歴史文化の中で安心して人が住め輝く地域」に係る施策の基本方針

「すべての人々が安心して住めるまちづくり」

子どもからお年寄りまで、すべての人々が安心して住めるまちづくりを進めていくために、保健・福祉・医療の充実や地域のコミュニティを大切にしてい

「しまの多様な文化を大切にしながら人が輝く社会づくり」

住民が生き生きと活動し輝くために、教育・文化に係わる環境を整備していく必要があります。

「世代を超えてかぎりなく発展する活力あふれる地域」に係る施策の基本方針

「地域の特性を活かした自立的な産業の育成」

自立的な地域の形成に向け、既存の産業を活性化していくとともに新たな産業の創造・導入を図っていく必要があります。

「住民と行政の連携による新しい市の創造」

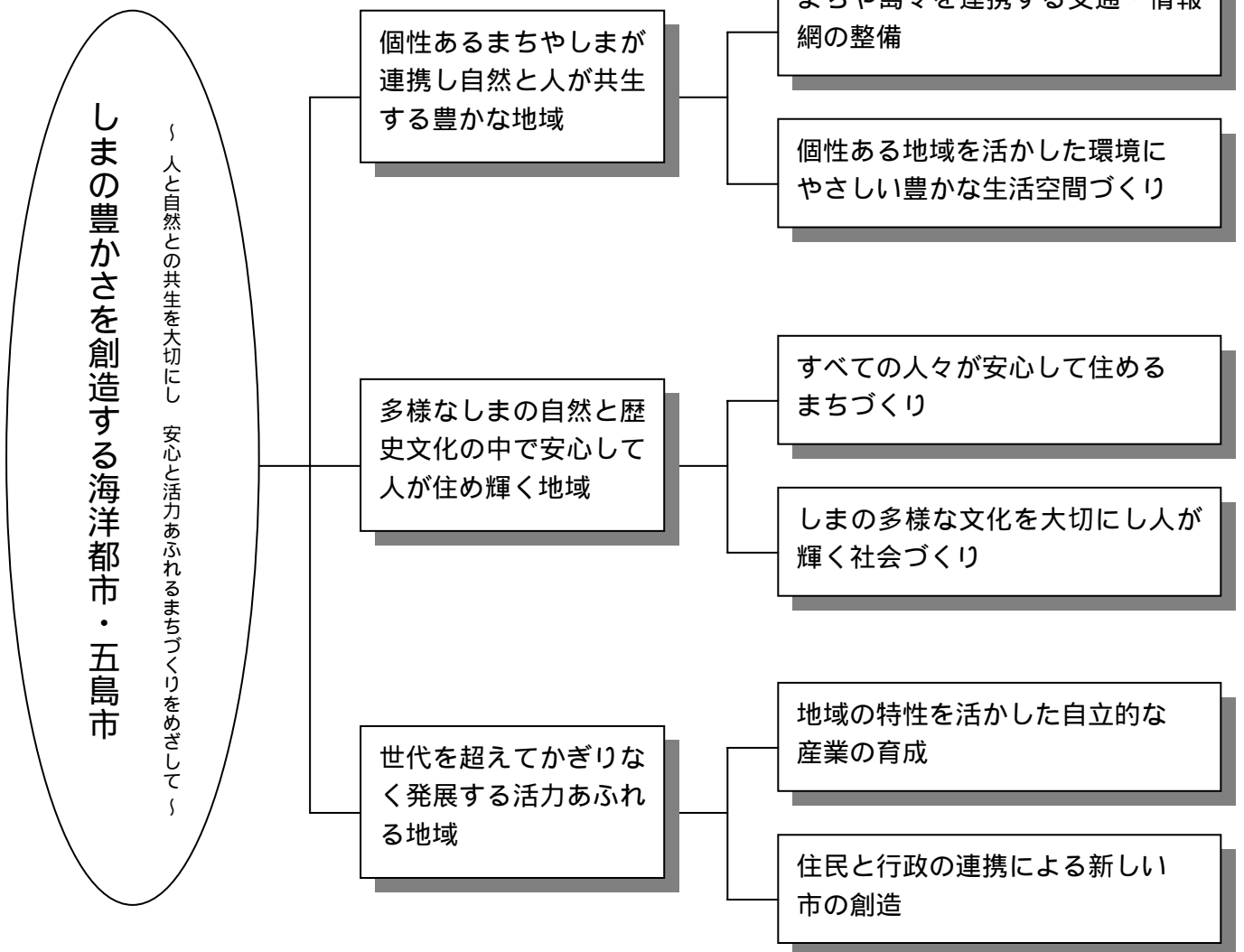
新しい市を建設していくにあたり、積極的に住民が参加できる行政運営や、行財政基盤を整備していく必要があります。

建設計画における新市の将来像（体系）

新市の基本理念

まちづくりの方向性

施策の基本方針



4. 主要指標の見通し

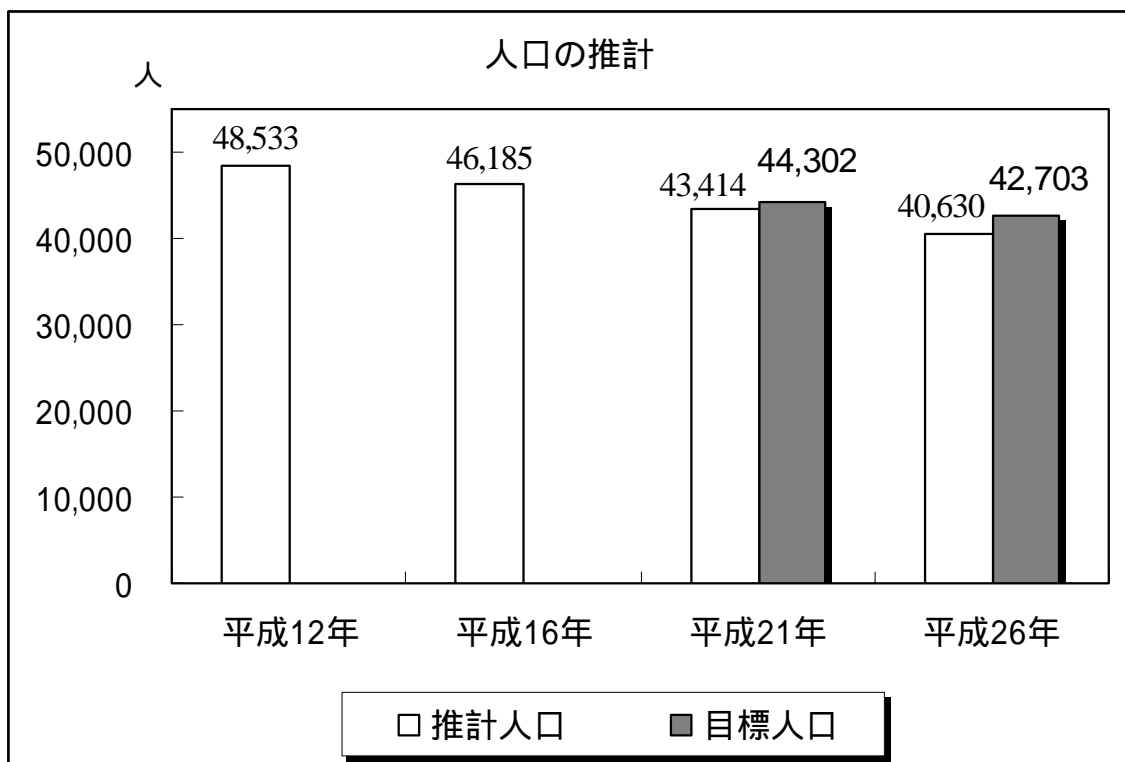
合併後の新市の人口等に関する将来見通しを以下に示します。

(1) 総人口・年齢階層別人口の見通し

人口推計の手法として最も広く用いられている「コーホート要因法」を用い、平成7年と平成12年の国勢調査人口をもとに、男女別・5歳階級別に生残率、社会移動率を推計し、出生率も出産年齢の女性人口の年齢別ごと出生率をもとに将来人口を推計すると、平成26年における人口は、40,630人になると見込まれます。

ただし、産業の振興施策等地域の活性化に努めるとともに生活環境等を整備して、人口の減少に歯止めをかけることを目指すことにより、合併後の人口減少率を県全体と同水準に設定して得られる、平成26年における人口推計値約42,700人を目標人口として設定します。

また、平成26年における年齢階層別人口については、年少人口(15歳未満人口)は約5千5百人、生産年齢人口(15～64歳人口)は約2万4千人、老年人口(65歳以上人口)は約1万3千人と見込まれます。



(注) 平成12年の人口は、平成12年国勢調査の実績値。目標人口については、新市における施策により、若年層の人口流出が合併後県並みに抑制されることを前提として、15～24歳の6年目以降の社会移動率を県水準に設定し推計。

(2) 世帯数の見通し

人口推計結果をもとに、世帯数推計の手法として最も広く用いられている「世帯主率（男女別・5歳階級ごとの人口に占める世帯主の比率）法」を用いて世帯数を推計すると、平成26年における世帯数は、約1万9千世帯となることが見込まれます。

(3) 就業人口の見通し

就業人口について、昭和60年以降の傾向を見ると、第1次産業は年平均200人以上の減少、第2次産業は横這い、第3次産業は微増となっています。こうしたこれまでの推移と今後の人口推計をもとにすると、平成26年における就業人口は約1万9千人となることが見込まれます。

主要指標の見通し

(単位：人、世帯、%)

区 分	平成12年	平成16年	平成21年 【合併5年後】	平成26年 【合併10年後】
総人口	48,533	46,185	44,302	42,703
年少人口(0~14歳)	7,797	6,633	5,701	5,450
構成比	16.1%	14.4%	12.9%	12.8%
生産年齢人口(15~64歳)	27,916	26,216	25,339	23,811
構成比	57.5%	56.8%	57.2%	55.8%
老年人口(65歳以上)	12,816	13,336	13,262	13,442
構成比	26.4%	28.9%	29.9%	31.5%
世帯数	19,967	19,791	19,695	19,276
就業人口	20,329	19,861	19,321	18,856
就業率	49.9%	50.2%	50.1%	50.6%

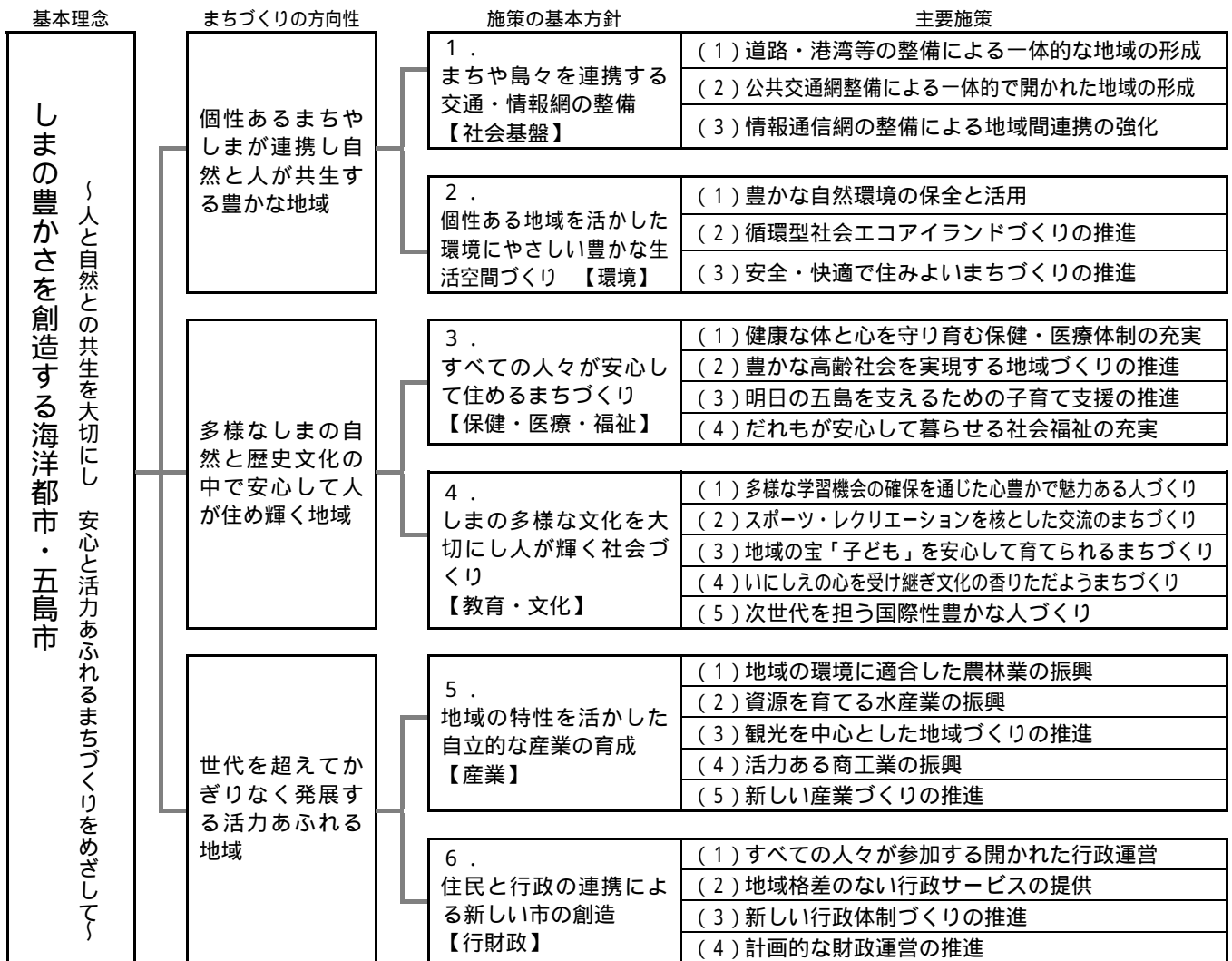
平成12年は国勢調査実績値。それ以外は見通し。

新市の主要施策

1市5町の速やかな一体化を推進し、「しまの豊かさを創造する海洋都市・五島市 ~ 人と自然との共生を大切にし 安心と活力あふれるまちづくりをめざして~」の実現を図るため、新市建設における6つの施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的な施策を進めていきます。

このため、以下に示すような主要施策・主要事業に取り組みます。これらの推進により、一体的な新市の形成と地域の均衡ある発展をめざし、また、住民等に対する行政サービスの維持向上をめざします。

【施策の体系】



1. まちや島々を連携する交通・情報網の整備 【社会基盤】

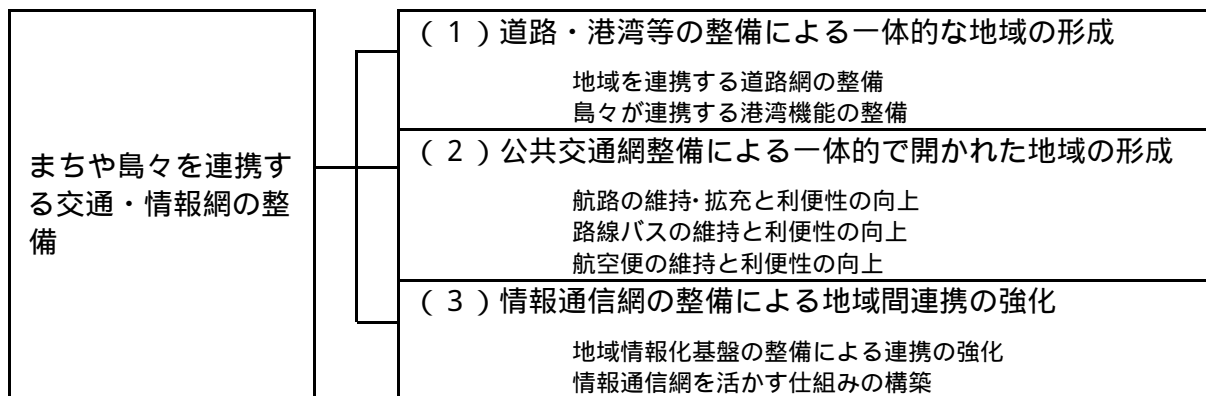
住民が豊かな日常生活を送り、また産業活動が活性化してにぎわいが創出されるためには、新市の各地域間を結び、さらに市内と市外を結びつける交通体系の整備やその基盤となる道路・港湾等の整備が必要です。新市にとって、市外との「時間距離」の大きさは、産業活動や日常生活では障壁となっています。また、新市内の各地域間でも「時間距離」は日々短縮されてきてはいるものの、まだ十分とはいえない面もあります。一方、近年のIT（情報通信技術）の発展はめざましく、産業活動や日常生活等に大きな影響を与えています。ITの積極的な活用により、障壁を取り除き、しまの良い面を残しながら本土等と変わらない水準での産業活動や日常生活等の実現に近づくことが可能となってきました。このITの活用に加え、特に新市内において人や物が短時間で移動できるような一体性の高い地域づくりを進めるために、概ね30分圏の形成をめざし、総合交通体系の整備に基づく道路・港湾等の整備も併せて推進することが必要です。

このような交通体系やITといった社会基盤の整備は、日常生活や急を要する医療活動などを支え、しまの住民が安心・快適な生活を実現するためには必要不可欠なことです。また、市内外の「人・物・情報」の流れをスムーズにすることにより、しまの良さを活かしつつ、農林水産業や商工業、観光などあらゆる産業の活性化の可能性を飛躍的に大きくし、ひいては、雇用の創出につながることを期待されます。住民意識調査で挙げられた優先すべき施策や新市に期待する将来像のほとんど全てに、社会基盤の整備は関わっています。従って、新市の一体的な発展をめざすため、必要な社会基盤の整備を進めていくとともに、その有効活用を図るソフト施策を積極的に推進する必要があります。

こうしたことから、3つの主要施策に取り組みます。一点目は、「道路・港湾等の整備による一体的な地域の形成」です。新市の各地域を結ぶための道路網の整備、港湾機能の整備に取り組みます。二点目は、「公共交通網整備による一体的で開かれた地域の形成」です。住民生活を維持し、また活発な人の交流を図るため、新市内の沿岸航路・路線バスの利便性の向上、新市と市外を結ぶ航路・航空便の利便性の向上に取り組みます。三点目は、「情報通信網の整備による地域間連携の強化」です。活発な情報交流が可能な地域づくりをめざすため、地域情報化基盤の整備やそれを活かす仕組みの構築に取り組みます。

これらの取り組みにより、まちや島々を連携する交通・情報網の整備の実現を図ります。

【主要施策の構成】



【主要施策】

(1) 道路・港湾等の整備による一体的な地域の形成

地域を連携する道路網の整備

新市の道路は、以前に比べ格段に整備が進んでいますが、現在でも未改良の幹線道路や市街地の中の狭い道路が見うけられるなど、今後も継続的に整備を行うことが必要です。

そのため、「国道整備」、「主要地方道、一般県道の整備」、「市道整備」の3つの主要事業について、引き続き取り組んでいきます。特に、拠点地域間を結ぶ幹線道路についてその整備促進を図るとともに、集落間を結ぶ市道や集落の内部の生活道路などの整備を進めます。また、五島架橋については、その実現をめざし、引き続き整備促進運動に取り組んでいきます。

島々が連携する港湾機能の整備

多くの島々から構成される新市では、今後も島と島を結ぶ交通手段の確保が重要であり、その基盤となる「港湾等の整備」に取り組めます。交通の結節拠点として重要な役割が期待される港湾について、旅客ターミナルや発着施設などの整備、物流拠点としての機能を高めるための施設整備を進めるとともに、航路発着場ともなる漁港の整備等を図っていきます。

(2) 公共交通網整備による一体的で開かれた地域の形成

航路の維持・拡充と利便性の向上

通勤、通学、通院、買い物等の日常生活における利便性の向上を図ることは、新市内の人の交流や物の交流を高めていくうえで重要なことです。また、本土地区

との航路を強化していくことは、地域間の多様な交流を呼び起こし、様々な経済活動を進めていくうえでも重要です。そのため、3つの主要事業に取り組みます。

一点目は「沿岸航路の維持・拡充と利便性の向上」です。沿岸航路は、生活に欠かせないものであることから、引き続き航路の維持に努めます。特に本庁 支所間の航路の利便性向上を図るなど、今後も、運航ダイヤの利便性の向上に努めます。

二点目は「本土間航路の維持・拡充と利便性の向上」です。長崎港・博多港との間に就航するジェットfoilやフェリー等については、高速化や料金値下げ等、運行事業者に対して一層の利便性の向上のための働きかけを行います。

三点目は「旅客ターミナル機能の整備」です。航路の発着窓口となる港湾ターミナルについて、新市の海の玄関口としてふさわしい案内機能等の整備を行います。

路線バスの維持と利便性の向上

高齢化が進展するなか、バス等の陸上の公共交通の確保は、これまで以上に重要です。また、通勤、通学、通院、買い物等の足として、公共交通の維持と利便性の向上を図っていくことが必要です。そのため、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は「生活路線の維持」です。市民の日常生活に必要とされる生活路線について維持するよう努めます。また、有効な路線維持のあり方についても検討します。

二点目は「コミュニティバスの導入」です。商店街・公共施設等を循環するコミュニティバスの導入について検討していきます。

航空便の維持と利便性の向上

地域外との公共交通を確保するため、今後も航空路線の充実と利便性の向上に向けた取り組みが必要です。そのため、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は「利用促進キャンペーンと利便性の向上」です。航空路線維持のため、利用促進キャンペーンを展開するとともに、引き続き、時間帯調整、乗り継ぎ利便性の向上、増便など、航空路線に係るサービス強化を要請していきます。

二点目は「航法援助施設の整備の促進」です。安全性向上のための航法援助施設の整備促進に取り組みます。

(3) 情報通信網の整備による地域間連携の強化

地域情報化基盤の整備による連携強化

情報ネットワークは、新市の各地域間の連携を高める上での有効な手段であり、遠隔地との連携を創出することも可能にします。また、SOHO等の新たな業務形態企業の立地を可能とするものであり、これまでになかった新たな産業の創出も期待されます。新市にとって、情報通信基盤は、多様な連携、産業活動を図る

上での有効な手段であることから、積極的な整備が必要です。そのため、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は「地域情報化基盤の整備」です。行政情報や生活情報を住民が簡単かつ素早く受け取ることができる地域イントラネットの整備を図ります。また、ケーブルテレビについては、一部地域でサービスが実施されていますが、未整備地域についても、新市の一体性の観点から、整備促進を図るとともに、近い将来実用化が期待される高速衛星通信の利用についても検討していきます。

二点目は「電波障害地域の解消」です。携帯電話が使えない地域やテレビの難視聴地域等について、電波障害の解消を図る施設の整備に努めます。

情報通信網を活かす仕組みの構築

情報通信基盤を整備するとともに、その基盤を活かす仕組みを構築することが重要です。また、基盤をより有効に活用するためには、情報拠点の機能を充実し、多くの人々が情報通信の利便性を体感できるようにすることも重要です。そのため、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は「IT活用の推進」です。IT講習会などのIT教育の推進により、住民がITに接する機会を増やし、ITへの対応能力の向上を図ります。また、専門的な知識、技能を有するITリーダーを育成するとともに、IT相談センター、ITリーダー人材バンクの設置により、企業等へのIT導入促進やITを活用した起業化支援を行います。

二点目は「情報拠点の機能強化」です。ITセンター等情報拠点としての機能を整備・強化していくなかで、住民が必要とする生活情報や行政情報等を効率的に提供していきます。

【主要事業】

施策	主要事業	備考
(1) 道路・港湾等の整備による一体的な地域の形成	地域を連携する道路網の整備 ・ 国道の整備 ・ 主要地方道、一般県道の整備 ・ 市道の整備 島々が連携する港湾機能の整備 ・ 港湾等の整備	
(2) 公共交通網整備による一体的で開かれた地域の形成	航路の維持・拡充と利便性の向上 ・ 沿岸航路の維持・拡充と利便性の向上 ・ 本土間航路の維持・拡充と利便性の向上 ・ 旅客ターミナル機能の整備 路線バスの維持と利便性の向上 ・ 生活路線の維持 ・ コミュニティバスの導入 航空便の維持と利便性の向上 ・ 利用促進キャンペーンと利便性の向上 ・ 航法援助施設の整備の促進	
(3) 情報通信網の整備による地域間連携の強化	地域情報化基盤の整備による連携強化 ・ 地域情報化基盤の整備 ・ 電波障害地域の解消 情報通信網を活かす仕組みの構築 ・ IT活用の推進 ・ 情報拠点の機能強化	

2. 個性ある地域を活かした環境にやさしい豊かな生活空間づくり 【環境】

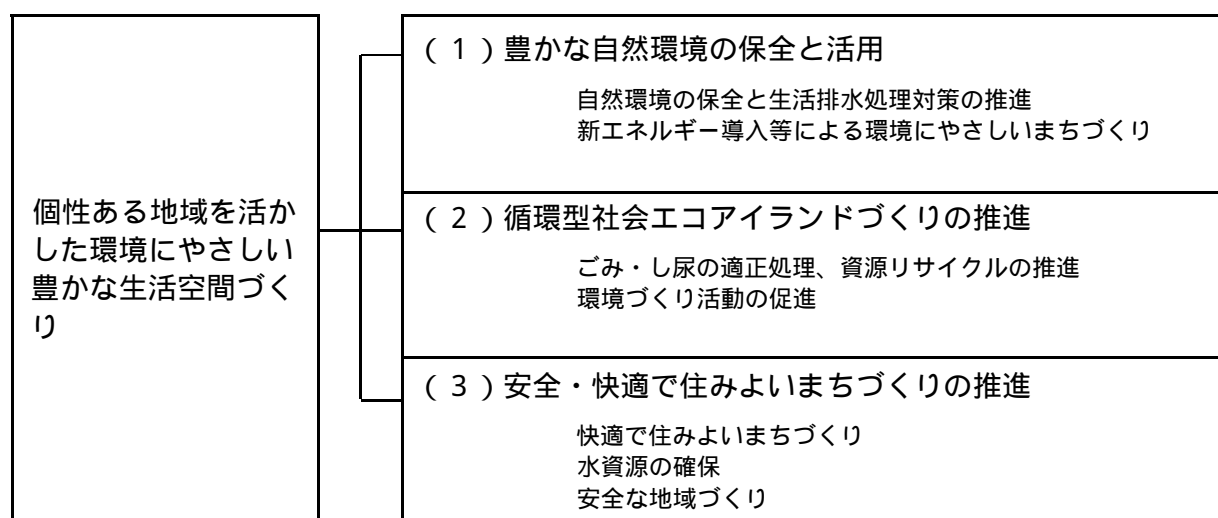
環境問題への取り組みは、地球規模で最も重要な課題の一つとなっています。五島は全域が豊かな自然環境に恵まれており、そのことは、住民生活に潤いをもたらすとともに、新市を対外的にイメージさせる重要なものとなっています。しかしながら近年、生活排水や廃棄物の問題など、自然環境を汚染する要因が高まっています。新市となる今こそ、自然との共存を真剣に考え、環境にやさしい生活や産業活動のモデル的な地域として、五島の個性を全国に発信していくことが大切です。

住民意識調査においては、新市の将来像として、「自然環境や景観を大切にす自然と共生するまち」が、「福祉のまち」に次いで2番目に多く挙げられており、住民も高い関心と意識を持っています。環境問題は循環的に結びついているため、五島全体が一つとなり、総合的な取り組みを行うことが必要です。1市5町が合併することにより、広域的かつ総合的に自然環境や生活環境の保全、整備に取り組むことが可能となり、先進的で、五島ならではの環境にやさしい地域づくりが期待できます。また、その場合には、住民や島々を訪れる人々の快適性や利便性、産業活動の活性化についても考えていく視点が必要です。

こうしたことから、環境にやさしい豊かな生活空間づくりを進めていくために、3つの主要施策に取り組みます。一点目は、「豊かな自然環境の保全と活用」です。自然環境の保全や生活排水処理対策の推進、そして五島の個性を活かした新エネルギー導入等による環境にやさしいまちづくりに取り組みます。二点目は、「循環型社会エコアイランドづくりの推進」です。ごみ・し尿の適正処理の推進、資源リサイクルの推進、また環境づくり活動の促進に取り組みます。三点目は、「安全・快適で住みよいまちづくりの推進」です。快適で住みよいまちづくりや水資源の確保、安全な地域づくりに取り組みます。

これらの取り組みにより、個性ある地域を活かした環境にやさしい豊かな生活空間づくりを推進します。

【主要施策の構成】



【主要施策】

(1) 豊かな自然環境の保全と活用

自然環境の保全と生活排水処理対策の推進

将来にわたって、海と緑と花々に囲まれた豊かな自然環境の中で生活を送ることができるよう、総合的な自然環境の保全が求められています。また、美しい豊かな自然環境を守り、快適で住みよい生活環境の実現のためには、用水路や河川、海域などの水質保全が極めて重要です。そのため、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「豊かな自然と景観の保全」です。西海国立公園区域をはじめ、豊かな自然と風光明媚な景観の保全に努めていくとともに、自然環境に配慮した適正な土地利用の誘導などに総合的に取り組んでいきます。

二点目は、「生活排水処理事業の推進」です。引き続き、合併処理浄化槽の設置整備を推進していくとともに、公共下水道、農業・漁業集落排水など各種事業間の調整を図り、それぞれの地区で最も効率的な生活排水処理事業の実施に努めます。また、家庭でできる対策について普及啓発活動を推進するとともに、県の生活排水対策重点地域に指定されている福江川については、関連団体、住民等と連携し、総合的な生活排水対策事業に取り組みます。

新エネルギー導入等による環境にやさしいまちづくり

しまの自然環境を守り、クリーンイメージを定着させていくとともに、地球環境にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。そのため、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「新エネルギーの導入促進」です。五島では地理的な特性から良好な風況が得られやすいため、すでに岐宿や富江において風力発電施設が稼働しています。また、黄島において太陽光発電を利用した海水淡水化施設が稼働するなど、先進的な取り組みが行われています。こうした新エネルギー導入促進のモデル地域として、新エネルギーの円滑な導入促進を図ります。

二点目は、「省エネルギーの推進」です。地球温暖化対策を推進するためには、電気や燃料の使用量を節減し、省エネルギーを推進することが必要です。不要なエネルギーの使用抑制を住民や産業界に働きかける取り組みを推進するとともに、行政も省エネルギーやグリーン調達（環境負荷の小さい製品や工法等の導入）の推進等に取り組みます。

（２）循環型社会エコアイランドづくりの推進

ごみ・し尿の適正処理、資源リサイクルの推進

ごみやし尿などの廃棄物の問題は地球規模での重要な課題となっており、ダイオキシン類排出規制等に対応した施設の整備をはじめ、適正な処理の推進が求められています。また、資源リサイクル（再資源化）を推進し、地域にも地球にもやさしい環境づくりが必要となっています。そのため、3つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「ごみ処理・し尿処理施設の整備」です。ごみ処理施設の整備やし尿処理施設の改修・建設などに努め、快適な生活環境の確保に努めます。

二点目は、「ごみ分別及び減量化対策の推進」です。廃棄物対策の基本は、住民一人ひとりの主体的な参加・協力によるごみ分別及び減量化の推進であり、普及啓発活動や生ごみ処理機購入補助などのごみ減量化対策に努めます。

三点目は、「資源リサイクルの推進」です。分別収集を徹底し、住民や各種団体、企業等におけるリサイクル活動の支援を行います。また、廃棄物の広域リサイクルについて、県内外の自治体や産業界と連携した静脈物流システムの構築など、資源を有効に利活用するための検討に取り組みます。

環境づくり活動の促進

この豊かな自然環境を保全していくために、行政と住民が連携した取り組みの推進が求められます。そのため、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「環境学習の推進」です。豊かな自然環境を将来の世代に引き継ぐため、幼少時から成人に至るまで、体系的で実践的な環境学習の推進に努めます。また、企業に対する社員教育の充実等も要請し、環境を地域みんなで考え、行動するまちづくりを進めます。

二点目は、「環境づくりに係るボランティア・NPO等の支援」です。行政と住民の連携に際し、その橋渡しの役割を果たすボランティアやNPOの存在は不

可欠です。集落・海岸などの環境美化に取り組むクリーン活動や資源リサイクルに関する活動に対する支援、人材の育成を推進します。

(3) 安全・快適で住みよいまちづくりの推進

快適で住みよいまちづくり

誰もが安心して地域で生活を営むため、また、定住化を促進するためには、快適で住みよいまちづくりの推進が必要不可欠です。そのため、3つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「バリアフリーの推進」です。現在、高齢者や車いすの方など、だれもが安全に通行できる歩道や利用できる施設・設備等の整備が遅れており、街の活性化のためにもバリアフリーのまちづくりの推進に努めます。

二点目は、「公営住宅の整備」です。多様化・高度化する住宅ニーズに対応し、高齢者や障害者も生活しやすい公営住宅等の整備を計画的に推進します。

三点目は、「良好な景観づくり」です。住民にとって快適な景観に配慮したまちづくりを推進し、観光客やビジネスで訪れる人々に対しても、“五島らしい”自然景観や街並みを示すことができるよう努めます。また、土地の利用に際しては、自然環境に配慮しながら、計画的・総合的な利用を促進するとともに、だれもが安心して利用でき、憩いの場となるような公園の整備・充実に努めます。

水資源の確保

水は、住民生活や産業活動を支える重要な資源であり、水資源の確保を推進し、良質な水道水の安定供給を図る必要があります。そのため、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「水道施設の整備」です。老朽管の敷設替え、水道施設集中監視システムの導入、配水管整備、簡易水道の改良・統合などの各事業を計画的に推進し、良質な水道水の供給を図るとともに、効率的な水道事業の推進に努めます。

二点目は、「水源の維持・確保」です。水需要の増加に対応するため、浄配水池の整備、調整池の整備など水源の維持・確保に努めます。さらに、貴重な地下水や表流水を守るための取り組みや、住民に対する節水意識の啓発活動を推進します。

安全な地域づくり

火災など様々な災害、事故、犯罪から住民を守り、明るく安全で、安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、3つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「消防・防災体制の充実」です。常備消防や消防団については、体制や設備等の充実とその活性化を図ります。また、自主防災組織の育成・強化に努め、過疎化や少子高齢化が進む地域における消防・防災ならびに救急体制の強化

2. 個性ある地域を活かした環境にやさしい豊かな生活空間づくり

に取り組むとともに、情報通信機能の整備による緊急時の連絡体制の充実や、避難誘導體制の整備を図ります。

二点目は、「防災対策事業の推進」です。風水害や土砂災害等による被害を未然に防ぐため、危険な急傾斜地への対策や必要に応じた河川改修・海岸保全対策などハード、ソフト両面にわたる対策を行い、災害に強いまちづくりを推進します。また、市街地におけるゆとりある土地利用や建築物等の安全対策に努めます。

三点目は、「交通安全・防犯対策の充実」です。地域一体となった交通安全運動の推進、交通安全施設の整備を推進します。また、地域ぐるみの防犯体制の強化を図ります。

【主要事業】

施策	主要事業	備考
(1) 豊かな自然環境の保全と活用	自然環境の保全と生活排水処理対策の推進 ・豊かな自然と景観の保全 ・生活排水処理事業の推進 新エネルギー導入等による環境にやさしいまちづくり ・新エネルギーの導入促進 ・省エネルギーの推進	
(2) 循環型社会エコアイランドづくりの推進	ごみ・し尿の適正処理、資源リサイクルの推進 ・ごみ処理・し尿処理施設の整備 ・ごみ分別及び減量化対策の推進 ・資源リサイクルの推進 環境づくり活動の促進 ・環境学習の推進 ・環境づくりに係るボランティア・NPO等の支援	
(3) 安全・快適で住みよいまちづくりの推進	快適で住みよいまちづくり ・バリアフリーの推進 ・公営住宅の整備 ・良好な景観づくり 水資源の確保 ・水道施設の整備 ・水源の維持・確保 安全な地域づくり ・消防・防災体制の充実 ・防災対策事業の推進 ・交通安全・防犯対策の充実	

3. すべての人々が安心して住めるまちづくり

【保健・医療・福祉】

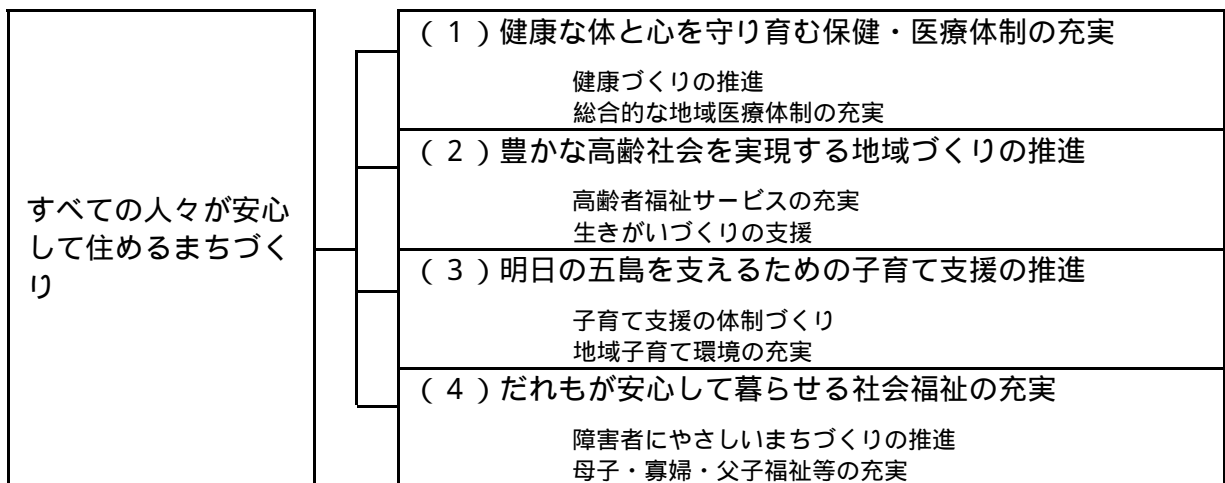
本格的な高齢社会となり、また少子化が進展する中において、豊かで明るい長寿社会の確立に向けて、住民一人ひとりが地域の一員として尊重され、健やかで生きがいのある生活ができ、可能な限り自立した生活ができることが必要となっています。

住民意識調査においては、新市の将来像として、「高齢者や障害者などすべての人が安心して暮らせる福祉のまち」が最も多く挙げられました。新市における保健・医療・福祉分野の充実、高い関心を持たれているとともに、住民に最も身近な存在である基礎的自治体として、地域特性に応じたきめ細やかな施策を進めていくことが求められます。また、1市5町の合併を機に、当該分野の体制や財政的な面での強化を図っていくことにより、そのメリットを最大限に活かした施策を推進していくことが可能となりますが、その際、住民一人ひとりの自立と相互扶助の考え方を浸透させていくこともこれまで以上に必要となってきます。

こうしたことから、合併後の保健・医療・福祉に係る施策の展開に関しては、4つの主要施策に取り組みます。一点目は、「健康な体と心を守り育む保健・医療体制の充実」です。乳幼児から高齢者までの健康づくりの一層の推進や総合的で質の高い医療体制の充実に取り組みます。二点目は、「豊かな高齢社会を実現する地域づくりの推進」です。社会参加や自立も含め、高齢者福祉の充実に取り組みます。三点目は、「明日の五島を支えるための子育て支援の推進」です。子育てしやすい環境づくりなど、児童福祉の充実に取り組みます。四点目は、「だれもが安心して暮らせる社会福祉の充実」です。障害者福祉や母子・寡婦・父子福祉等の充実に取り組みます。

これらの取り組みにより、すべての人々が安心して住めるまちづくりを推進します。

【主要施策の構成】



【主要施策】

(1) 健康な体と心を守り育む保健・医療体制の充実

健康づくりの推進

保健・医療・福祉の連携を深め、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた健康づくりに取り組み、生活習慣病や要介護状態とならないための予防の推進が求められています。そのため、5つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「母子、老人などの保健事業、精神保健事業の充実」です。各種健康診査、ガン検診、健康教育、健康相談、訪問指導、心の健康づくりなど、各種保健事業の充実に努めます。また、精神保健事業として、心の悩みや痴呆、アルコールに関する問題などの相談や指導、ホームヘルプサービスなどの居宅生活支援を推進します。

二点目は、「予防事業の充実」です。各種予防接種の充実に図るとともに、人間ドック、生活習慣の改善、介護者の健康管理支援などのための訪問指導等の充実に図ります。また、結核予防や感染症予防対策の充実に努めます。

三点目は、「保健センターなど活動拠点の整備・充実」です。効果的な健康づくり活動の拠点として、保健センター等の施設の整備・充実に図るとともに、温泉センター等、健康づくりに関わる施設の機能充実や利用の促進に努めます。

四点目は、「健康づくり活動グループ・リーダーなどの育成」です。地域における健康づくり活動を行うグループやそのリーダーとなる住民を育成・支援し、地域に密着したきめ細かな保健活動を推進します。

五点目は、「健康づくり関連イベントの推進」です。健康に関する普及啓発のため、健康まつり、健康展、スポーツ大会等の健康づくり関連イベントの開催を推進します。

総合的な地域医療体制の充実

現在、五島中央病院を核として地域医療サービスが行われていますが、診療科目、医師、医療機器、情報システム等の一層の充実に図り、質の高い医療サービスの提供を進めるとともに、地理的条件を克服し、包括的、総合的な保健・医療体制の充実に図ることが求められています。そのため、4つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「地域医療機関の整備・充実」です。住民等の医療ニーズに対応するため、各地域の一次医療機関である病院・診療所や中核となる五島中央病院の体制・施設・設備等のより一層の充実に努めます。また、これら医療機関の連携強化を推進します。

二点目は、「高度な機能を有する医療機関との連携強化と救急医療体制の充実」です。現在、離島医療圏組合の各病院と国立病院長崎医療センターとの間に、エックス線やCTなどの画像伝送システムと自衛隊ヘリコプターによる救急搬送シ

ステムが構築されており、こうした連携をより一層強化するとともに、各病院・診療所における救急医療体制の充実を推進します。

三点目は、「医師の確保、医療体制の充実」です。各離島医療圏病院及び公立診療所の医師の確保に努めるとともに、IT（情報通信技術）を活用した遠隔医療の推進など、離島という地理的条件を克服し、安心して地域で暮らすことができるための医療体制の充実に努めます。

（２）豊かな高齢社会を実現する地域づくりの推進

高齢者福祉サービスの充実

今後、より一層の高齢社会となることが予想されており、介護保険制度による介護サービスの充実を図るとともに、在宅の高齢者に対する様々な支援が必要となっています。そのため、3つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「介護保険事業の推進」です。新市において地域格差のない介護サービスの実施に努めるとともに、要介護高齢者のニーズに応え、市民が利用しやすい介護保険制度の円滑な運用を推進します。

二点目は、「在宅福祉サービスの充実」です。介護予防・生きがい活動支援（デイサービス、配食サービス、ショートステイなど）、高齢者等の生活支援（外出支援サービス、軽度生活支援など）、家族介護支援（介護用品の支給、家族介護慰労金支給など）、日常生活用具等の給付・貸与、緊急通報システムの導入などを推進します。また、在宅介護支援センターの充実を図り、保健・医療・福祉の連携を強化しながら、高齢者やその家族が安心して地域に住み続けられる環境づくりを推進します。

三点目は、「高齢者福祉施設等の整備・充実」です。特別養護・養護老人ホーム、生活支援ハウス、軽費老人ホーム、グループホーム、シルバーハウジングなど、充実した介護保険、介護予防サービス等を実施するための福祉施設や、安心して快適な生活を送ることができる施設の整備・充実に努めるとともに、社会福祉法人への移管も視野に入れて効率的な運営・サービスの向上に取り組みます。

生きがいづくりの支援

高齢者が生きがいを持ち、健康を維持できるよう、高齢者の交流・社会参加活動等を支援することが求められています。そのため、3つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「老人クラブの活動支援」です。老人クラブにおける様々な活動を支援し、また新市における地域間交流のより一層の推進に努めます。

二点目は、「シルバー人材センター等の活動の場の整備」です。高齢者が積極的に社会参加できるように、また、安心して充実した生活を送れるように、シルバー人材センター等による働く場の提供に努めます。また、各種ボランティア活動

による生きがいづくり・社会参加を促進します。

三点目は、「福祉センター等生きがい活動拠点施設の充実」です。生きがいづくりや社会参加のための拠点となる、福祉センター等の施設の充実を推進します。

(3) 明日の五島を支えるための子育て支援の推進

子育て支援の体制づくり

五島の将来を担う子ども達を増やし、健やかな育成を推進するためには、子育てしやすい地域をつくっていくことが必要です。そのため、3つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「児童・家庭に関する相談支援体制の充実」です。核家族化が進む昨今においては、子育てに関する様々な不安を解消するための取り組みが必要となっています。地域子育て支援センター事業の推進等により、相談支援体制の充実を図ります。

二点目は、「子育てに係る経費負担の軽減」です。子育ての経済的な負担を軽減するため、医療費・保育料の負担軽減、結婚・出産祝金の支給、チャイルドシートの購入補助などに取り組みます。

三点目は、「乳児健康支援一時預かり事業等の推進」です。乳幼児の健康支援を総合的に推進し、必要に応じ、病気の回復期にある乳幼児を短期間あるいは一時的に施設で預かる事業の推進等を図ります。

地域子育て環境の充実

少子化の進行、働く女性の増加、就業形態の変化等により、多様化する保育ニーズへの対応や放課後児童の健全育成など、地域における子育て環境の充実が求められています。そのため、4つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「保育サービスの拡充」です。延長保育や低年齢児保育、休日保育、障害児保育、一時保育など、保育サービスの拡充を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

二点目は、「保育体制及び施設の整備・充実」です。子育て相談などの内容を充実するとともに、多様な保育ニーズに的確に対応できる人材の育成に努めます。また、保育ニーズとのバランスをとりながら、保育所の整備等を推進します。

三点目は、「放課後児童クラブ・小規模児童クラブの整備・充実」です。放課後に保護者がいない児童などの育成指導のため、地域の特性に応じたクラブの充実を図ります。

四点目は、「児童館・児童遊園等の整備・充実」です。地域の子どもが楽しくかつ安全に利用できるような児童館・児童遊園等の整備・充実を図ります。

(4) だれもが安心して暮らせる社会福祉の充実

障害者にやさしいまちづくりの推進

障害者（障害児も含まれます。以下同じ。）の地域社会における自立した生活を支援するための各種取り組みや、障害の予防・早期発見・治療・機能回復訓練を充実させるとともに、障害者の社会参加を促進し、偏見や様々な障壁のない環境づくりが求められています。そのため、5つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「在宅福祉サービスの推進」です。ボランティア活動と連携しながらホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどの体制整備を促進し、在宅生活への支援を行います。また、住宅改造のための支援の推進を図ります。

二点目は、「日常生活支援の推進」です。日常生活用具や補装具の給付等の事業を推進します。また、日常生活や通院の支援のため、タクシー料金の助成や公共交通機関の回数券等の交付など、交通機関の利用に際しての支援を行います。さらに、社会参加の促進に向け、障害者への情報提供の充実やイベントへの参加等による余暇活動の充実を図ります。

三点目は、「支援ネットワークづくり」です。自立と社会参加を支えるボランティア活動への支援、ヘルパーや手話奉仕員等の養成研修の実施や派遣等の充実を図るとともに、障害の有無に関係なくとも生活し活動できる体制づくり、障害者やその家族への総合的な支援に取り組みます。また、関連団体と協力して、障害者福祉に関する理解・啓発活動を促進します。

四点目は、「各種（更生）援護施設等の整備」です。ニーズの多様化に対応し、施設の機能分化や多様な利用形態を推進するため、障害者プランに基づいて、療護施設や復帰施設など各種更生・援護施設等の整備や施設への支援等を行います。

五点目は、「相談、治療、訓練等の充実」です。妊産婦や乳幼児に対する母子健康診査等の充実により、障害の予防や早期発見、早期療育に努めます。また、治療や機能回復訓練の促進を図るとともに、医療費等の給付に努めます。

母子・寡婦・父子福祉等の充実

生活全般の中で様々な不安を抱えるなど、経済的・精神的に負担が大きい母子・寡婦・父子・低所得家庭等について、経済的支援や生活相談・指導など、自立に向けてのより一層の支援が必要となっています。そのため、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「生活安定支援の推進」です。貸付制度の利用促進や入学祝金、就学支援、医療費助成など、生活安定支援を推進します。

二点目は、「相談、支援体制の充実」です。日常生活や雇用等に係る相談体制の充実を図ります。また、相互の連携、協力体制づくりのため、関連組織の育成・強化に努めます。

【主要事業】

施策	主要事業	備考
(1) 健康な体と心を守り育む保健・医療体制の充実	健康づくりの推進 ・母子、老人などの保健事業、精神保健事業の充実 ・予防事業の充実 ・保健センターなど活動拠点の整備・充実 ・健康づくり活動グループ・リーダーなどの育成 ・健康づくり関連イベントの推進 総合的な地域医療体制の充実 ・地域医療機関の整備・充実 ・高度な機能を有する医療機関との連携強化と救急医療体制の充実 ・医師の確保、医療体制の充実	
(2) 豊かな高齢社会を実現する地域づくりの推進	高齢者福祉サービスの充実 ・介護保険事業の推進 ・在宅福祉サービスの充実 ・高齢者福祉施設等の整備・充実 生きがいづくりの支援 ・老人クラブの活動支援 ・シルバー人材センター等の活動の場の整備 ・福祉センター等生きがい活動拠点施設の充実	
(3) 明日の五島を支えるための子育て支援の推進	子育て支援の体制づくり ・児童・家庭に関する相談支援体制の充実 ・子育てに係る経費負担の軽減 ・乳児健康支援一時預かり事業等の推進 地域子育て環境の充実 ・保育サービスの拡充 ・保育体制及び施設の整備・充実 ・放課後児童クラブ・小規模児童クラブの整備・充実 ・児童館・児童遊園等の整備・充実	
(4) だれもが安心して暮らせる社会福祉の充実	障害者にやさしいまちづくりの推進 ・在宅福祉サービスの推進 ・日常生活支援の推進 ・支援ネットワークづくり ・各種(更生)援護施設等の整備 ・相談、治療、訓練等の充実 母子・寡婦・父子福祉等の充実 ・生活安定支援の推進 ・相談、支援体制の充実	

4. しまの多様な文化を大切にし人が輝く社会づくり

【教育・文化】

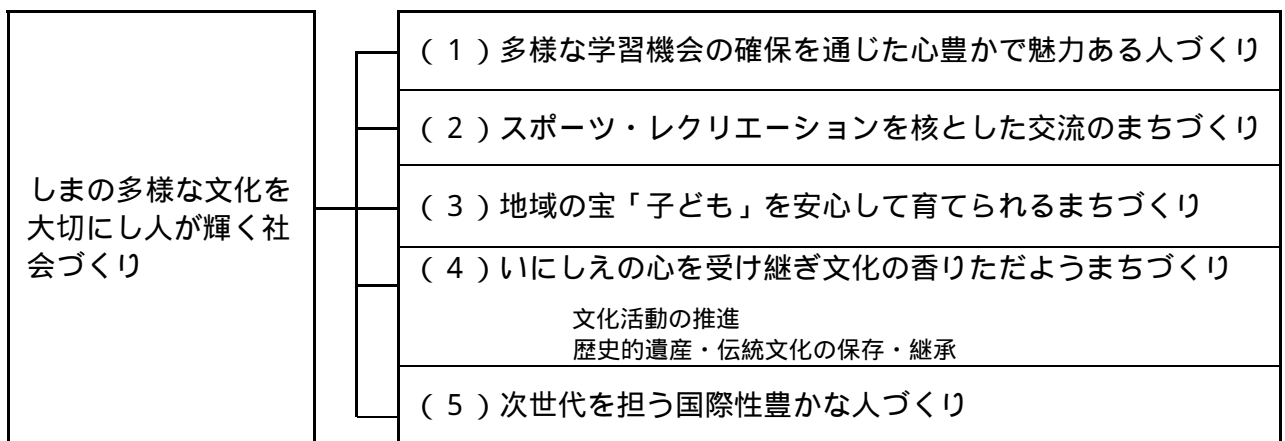
社会や経済の構造が大きく変化する今日、それに対応した人材の育成が大きな課題となっています。また、人々の価値観の多様化が進むなか、それぞれの世代が生きがいを持って暮らし、学び、働き、余暇を楽しむことができる環境づくりを進めていくことが求められています。

新市には、数多くの歴史的遺産・伝統芸能が存在しており、このような資源を十分に活かしたまちづくりを行うことが重要です。また、多くの地域、島々は、それぞれ特色ある豊かな文化を持っています。これを大切にしていくことが、地域や島々の特色をより一層輝かせるとともに、住む人の心の豊かさをつくりあげていきます。特色ある地域の中で、心の豊かな住民一人ひとりが輝きを持って生活できる環境を形成していくことが、豊かさを築き上げていくことにつながります。

こうしたことから、合併後の教育・文化に係わる施策の展開に関しては、5つの主要施策に取り組みます。一点目は、「多様な学習機会の確保を通じた心豊かで魅力ある人づくり」です。世代に応じた学びの機会充実に取り組みます。二点目は、「スポーツ・レクリエーションを核とした交流のまちづくり」です。スポーツ・レクリエーションの啓発、団体・指導者育成、施設整備に取り組みます。三点目は、「地域の宝『子ども』を安心して育てられるまちづくり」です。地域支援プログラムの開発や学習機会・内容の充実、学習環境の整備・充実に推進します。四点目は、「いにしへの心を受け継ぎ文化の香りただようまちづくり」です。文化活動の推進事業や歴史的遺産・伝統文化の保存・継承のための事業に取り組みます。五点目は、「次世代を担う国際性豊かな人づくり」です。歴史・文化・スポーツなどを活かした国際交流事業やJETプログラム事業を推進します。

これらの取り組みにより、個性ある人材の育成や特色ある文化の創造による地域づくりを積極的に推進します。

【主要施策の構成】



【主要施策】

(1) 多様な学習機会の確保を通じた心豊かで魅力ある人づくり

生き生きとした生活を送るためには、日常的に、知識や情報を得ることのできる環境づくりが大切です。あらゆる世代の住民が活発に活動できる機会を確保することにより、魅力ある人づくり・まちづくりが実現していきます。そのために4つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「世代に応じた学びの機会充実」です。様々な世代の住民ニーズにあった各種講座、講演会、シンポジウムなど多彩な学びの機会を提供するよう努めます。また、サテライトカレッジ・ネットラーニングなど新たな学びの機会の創出も進めます。

二点目は、「青少年の交流・学習機会の充実」です。高齢者との交流活動や環境保護活動、ボランティア活動など多彩な学習の場を設けます。

三点目は、「学びあい、ときめきあう心の触れ合う空間充実」です。生涯学習のための拠点空間として、図書館や公民館などの施設整備や設備の機能充実に努めます。

四点目は、「生涯学習のまちづくり」です。市民参加による教育憲章づくりを目指す取り組みを行う中から、生涯学習のまちとしての風土醸成に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーションを核とした交流のまちづくり

スポーツ・レクリエーション活動は、健康的で明るい生活には欠かせないものです。また、様々な交流や触れ合いを通じて、活力あるまちづくりを実現することが期待できます。そのために、3つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「市民スポーツ・レクリエーションの啓発」です。住民の誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう各種大会やスポーツイベントを開催し、関心・意欲が高まるよう支援します。

二点目は、「スポーツ・レクリエーション団体・指導者の育成」です。地域住民が参加しやすいようスポーツ・レクリエーション団体の育成や指導者育成に努めます。

三点目は、「スポーツ・レクリエーション施設の整備」です。地域の特性を活かした、様々な世代が交流できる施設の整備を進めます。特に、文化施設との一体的な整備により、若者が集い五感を育むゾーンづくりを検討していきます。また、市外からの利用者にも施設を開放し、スポーツ合宿やレクリエーション交流活動も積極的に受け入れます。

(3) 地域の宝「子ども」を安心して育てられるまちづくり

学校教育においては、社会の変化に柔軟に対応できる力や個性・価値観の違いを認め合う心をもった子どもを育成することが大切なことです。そのために、3つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「地域支援プログラムの開発」です。地域全体が密接に連携を図り、一体となって学社融合を進めます。また、教育サポーターの導入等、ゆとりのある学級運営ができる体制づくりについても検討します。

二点目は、「学習機会・内容の充実」です。従来の知識中心の教育を改め、自ら学び、考え、主体的に判断できる人材を育成するために、五島の地域的特性を活かした様々な総合学習の充実に取り組むとともに、高校生の離島留学制度を推進します。さらに、大学等の誘致の検討も進めます。

三点目は、「学習環境の整備・充実」です。学校校舎などの施設・設備について必要に応じ改築等を行い、充実した学習環境の整備に努めます。また、情報化社会に対応できる人材の育成のための学習環境の整備に努めます。

(4) いにしへの心を受け継ぎ文化の香りただようまちづくり

文化活動の推進

文化活動は、生活に潤いと安らぎを与え、住民一人ひとりが心にゆとりを持てる環境づくりが、豊かで魅力的なまちづくりに結びつきます。そのために3つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「文化活動団体の拡充と育成」です。文化グループ、サークルなど地域での文化活動を積極的に支援し、文化活動の充実と活動の担い手の育成に努めます。

二点目は、「文化施設の充実」です。地域全体が一体的に文化活動に取り組むことができるよう、文化施設の充実を図ります。

三点目は、「文化芸能大会の実施」です。住民の文化活動を支援するために、音楽・美術・演劇などそれぞれ日頃の活動成果を発表できる場を提供します。

歴史的遺産・伝統文化の保存・継承

新市のそれぞれの地域が持っている歴史的遺産・伝統文化を保存・継承していくことは、地域への愛着や誇りを持つために重要なことです。このような地域の特色を世代を越えて引き継いでいくために、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「文化財・遺跡の保護と活用」です。文化財・遺跡などの歴史的遺産の保護・顕彰に努め、その魅力を再認識できるような活用方策を検討します。

二点目は、「伝統芸能の継承と活用」です。継承者不足などの課題解決に向け、伝統行事や伝統芸能が受け継がれ、住民一人ひとりが身近に触れることができる

よう取り組みます。

(5) 次世代を担う国際性豊かな人づくり

古くから海を通じた国際的な交流により発展してきた五島にとって、国際交流の推進は、魅力ある人づくり・まちづくりを進めていくために、これからもより重要になってきます。そのために、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「歴史・文化・スポーツなどを活かした国際交流」です。「アイアンマン JAPAN 五島長崎」の開催などにより、多くの住民が世界各国の人々と交流を深める機会も増えてきています。今後、スポーツだけにとどまらず、歴史や文化を活かした国際交流のための事業を積極的に推進します。

二点目は、「JET プログラム事業の推進」です。現在も行われている外国語指導助手等の事業を引き続き実施します。それにより、学校教育や生涯学習での外国語学習・国際交流活動を推進し、国際感覚豊かな人材の育成に努めます。

【主要事業】

施策	主要事業	備考
(1) 多様な学習機会の確保を通じた心豊かで魅力ある人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世代に応じた学びの機会充実 ・ 青少年の交流・学習機会の充実 ・ 学びあい、ときめきあう心の触れ合う空間充実 ・ 生涯学習のまちづくり 	
(2) スポーツ・レクリエーションを核とした交流のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民スポーツ・レクリエーションの啓発 ・ スポーツ・レクリエーション団体・指導者の育成 ・ スポーツ・レクリエーション施設の整備 	
(3) 地域の宝「子ども」を安心して育てられるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援プログラムの開発 ・ 学習機会・内容の充実 ・ 学習環境の整備・充実 	
(4) いにしへの心を受け継ぎ文化の香りただようまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 文化活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化活動団体の拡充と育成 ・ 文化施設の充実 ・ 文化芸能大会の実施 歴史的遺産・伝統文化の保存・継承 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財・遺跡の保護と活用 ・ 伝統芸能の継承と活用 	
(5) 次世代を担う国際性豊かな人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史・文化・スポーツなどを活かした国際交流 ・ JET プログラム事業の推進 	

5. 地域の特性を活かした自立的な産業の育成 【産業】

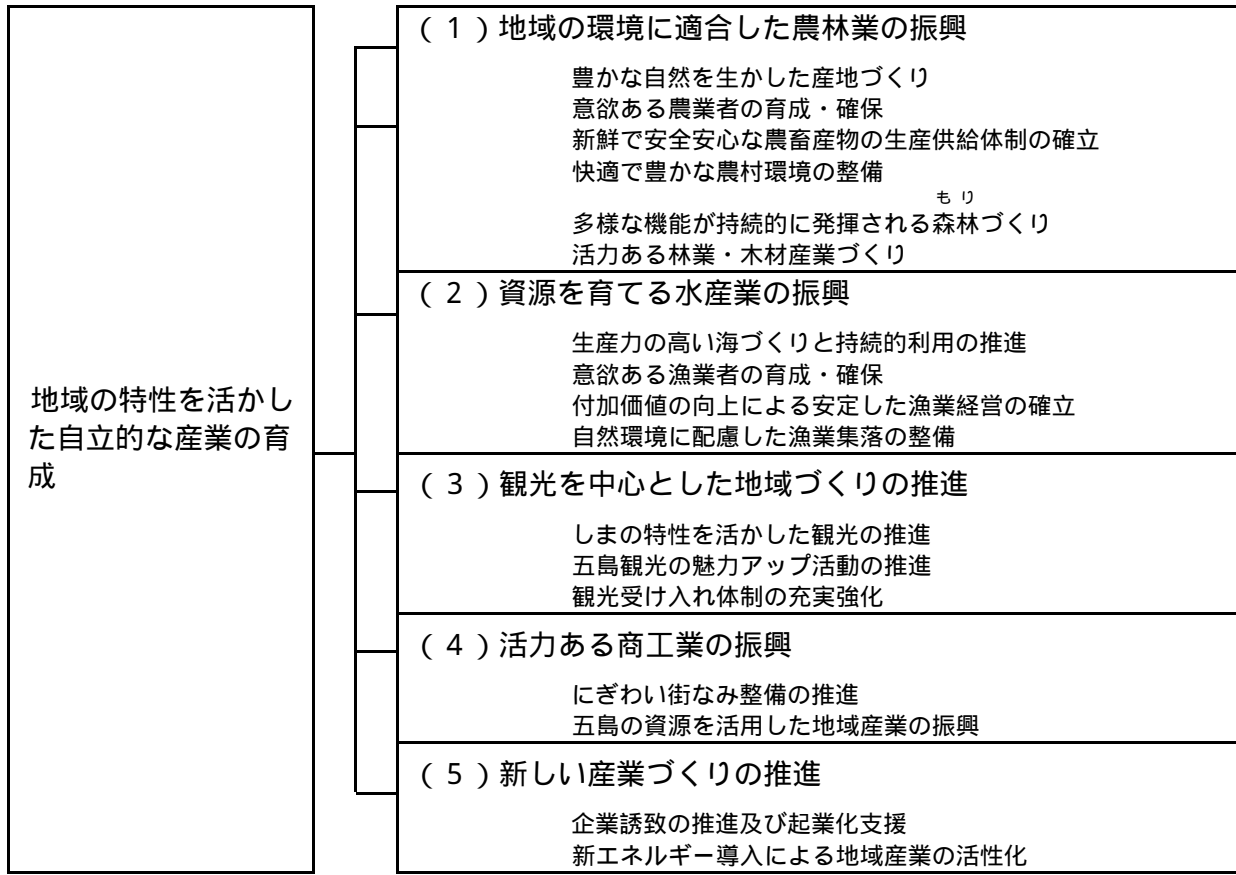
これまで農林水産業や商工業、観光など多様な産業が五島の発展を支えてきましたが、国際的競争が急速に進み、また、我が国の経済そのものが停滞するなど、地域の産業を取り巻く状況は厳しさを増しています。このような状況の中で、新市が持続的に発展していくためには、産業活動の活性化により地域経済の活力を増すとともに、五島に住みながら様々な仕事ができるようにしていく必要があります。

住民意識調査では、「雇用の場の創出」が、もっとも優先度の高い施策として要望されています。また、将来的に「しまを離れたい」という回答をした高校生の多くは、「地元には仕事がない」ことを理由にしています。従って、新市においては、地域に根付いた産業の活性化を図るとともに、IT（情報通信技術）の積極的な導入、全国的な自然志向のニーズを的確に反映した農林水産業と観光の連携など、若い世代にも魅力があり、かつ五島らしさを活かすことができる産業育成に、産業界や住民、行政が一体となって取り組むことが必要となっています。さらに、直接的な産業振興施策だけでなく、社会基盤整備等においても産業の振興を強く意識して、総合的な施策を進めていく必要があります。

こうしたことから、次の5つの主要施策に取り組みます。一点目は、「地域の環境に適合した農林業の振興」です。生産基盤の整備や担い手の育成・確保、生産供給体制の確立、農業集落環境の整備、^{もり}森林づくり、林業・木材産業づくりに取り組みます。二点目は、「資源を育てる水産業の振興」です。生産力の高い海づくりと持続的利用の推進、意欲ある漁業者の育成・確保、付加価値の向上による安定した漁業経営の確立、自然環境に配慮した漁業集落の整備に取り組みます。三点目は、「観光を中心とした地域づくりの推進」です。しまの自然や産業・文化・スポーツを活かした体験型観光の推進、豊かな自然を活用した癒しのしまづくり、五島観光の魅力アップ活動の推進、観光受け入れ体制の充実強化に取り組みます。四点目は、「活力ある商工業の振興」です。にぎわい街なみ整備の推進や五島の資源を活用した地域産業の振興に取り組みます。五点目は、「新しい産業づくりの推進」です。企業誘致の推進及び起業化支援、新エネルギー導入による地域産業の活性化に取り組みます。

これらの取り組みにより、地域の特性を活かした自立的な産業の育成を図ります。

【主要施策の構成】



【主要施策】

(1) 地域の環境に適合した農林業の振興

豊かな自然を生かした産地づくり

五島の農業は、肉用牛、葉たばこに加え、茶やアスパラガスなどの畑作や施設園芸等の振興を進めていますが、今後も地域の特性を活かした産地づくりを進めるとともに、生産基盤の維持、拡大を図りながら、環境と調和した持続的な農業の発展を図っていく必要があります。そのため、3つの主要事業に取り組みます。

一点目は「産地形成」です。これまでの重点推進品目を中心に、産地としての生産体制を強化するとともに、ブランド化などにより付加価値の高い農業の実現を図ります。

二点目は「農業生産組織の育成」です。農業を取り巻く環境変化の中で、農業経営の改善、効率化が必要となっています。そこで、新たな地域農業の担い手となる認定農業者や農業法人等の育成を図り、効率的な農業経営の実現に努めます。

三点目は「農業基盤の整備」です。生産・出荷の機械化による省力化、農道やほ場整備などの土地基盤整備を行い、農業の生産基盤の強化に取り組みます。

意欲ある農業者の育成・確保

農業の担い手の減少や高齢化の進行は、五島の農業を持続的に発展させていくうえで大きな課題となっており、意欲ある農業者を育成、確保し、新たな農業経営を確立していくことが求められています。そのため、3つの主要事業に取り組みます。

一点目は「新規就農支援」です。新規に就農する者に対しては、農業経営に係る研修等を強化します。(社)下五島農林総合開発公社の事業の充実強化を図るとともに、農業大学校等の卒業生、他産業からの新規参入者など多様なルートからの新規就農者の育成・確保に努めます。

二点目は「認定農業者等支援」です。技術力を高め、消費者ニーズに的確に対応可能な農業経営の確立を目指すため、認定農業者や青年農業者等の育成・支援を図ります。

三点目は「高齢農業者支援」です。既存の農業就業者の高齢化が進んでいることから、農作業受託組織やヘルパー制度の充実などにより、高齢農業者の生産活動への支援を強化します。

新鮮で安全安心な農畜産物の生産供給体制の確立

輸入農畜産物の増加等により、生産した農畜産物の価格は安定せず、農家経営は常に不安定な状況にあるなか、新鮮で安全安心な地元農畜産物の安定的な生産供給体制を確立することが求められています。そのため、4つの主要事業に取り組みます。

一点目は「生産供給体制の確立」です。消費者と生産者の信頼関係を構築するため、多様な消費者ニーズに対応できる生産供給体制の確立を図るとともに、生産者と農協等関係機関が一体となった販売促進体制の強化に努めます。

二点目は「地産地消の促進」です。農畜産物が地元で消費されることは、新市の経済循環を高めるために重要であることから、島外への流通促進に加え、地元量販店や学校給食等との連携による地産地消の促進を図ります。

三点目は「農畜産加工品の開発」です。生活研究グループ等を中心にした農畜産物の加工研究を進めるなど、付加価値の高い農畜産加工品の開発に取り組みます。

四点目は「販売促進活動の強化」です。農畜産物の販路拡大に向け、情報発信体制の強化を図り、ブランド形成、販促イベントなどの販売促進活動を支援します。

快適で豊かな農村環境の整備

生活の基盤となる農村の環境を快適で豊かにしていくことは、住民だけではなく、市外から訪れる人にとっても魅力的なものであり、農村を生かした交流産業を育成するうえでも重要です。そのため、「農業集落環境の整備」に取り組みます。

農村での生活の豊かさを一層高め、環境を保全する観点から、合併処理浄化槽や

農業集落排水など生活排水処理対策を推進します。また、五島の特色的な農業景観の保全により、交流産業としての地域資源の質を高め、グリーン・ツーリズムなどによる都市との交流を推進します。

多様な機能が持続的に発揮される^{もり}森林づくり

スギ、ヒノキを主体とした人工林が成熟しつつあるなか、経済情勢の変化に伴う林業離れから荒廃した森林が増加しています。森林は、林業の生産基盤として重要なだけでなく、流域や海洋の自然環境保全、山地災害防止、人の心を和ませる等の多面的な公益機能を有しています。そのため、3つの主要事業に取り組みます。

一点目は「森林整備」です。個々の地域に適した樹種構成の森林づくりを計画的に進めるとともに、森林が有する多様な機能に応じた整備に努めます。また、森林の円滑な管理と活用を図るため、林道の整備を引き続き進めるとともに、病虫獣害の防除などにより適切な施業を行います。

二点目は「治山事業等の推進」です。山地災害の防止、水資源の涵養、生活環境の保全を図るため、森林の適正な維持管理に努めます。

三点目は「癒しの^{もり}森林づくり」です。特に、照葉樹林を代表する樺林は優れた地域資源であり、それを素材とした加工品として活用するとともに、癒しの場としても機能させるなど、グリーン・ツーリズム推進の基盤としての癒しの森林づくりを進めます。

活力ある林業・木材産業づくり

五島の人工林の主伐期を見越して、木材の有効な活用方法を確立することが必要であり、地産地消の観点から林業と木材産業が一体となって、生産・流通体制の整備を進めるとともに、林業の担い手の育成を図る必要があります。そのため、4つの主要事業に取り組みます。

一点目は「木材生産・流通体制の強化」です。森林組合の活動強化、木材産業との連携を強化する中から、消費者にいつでも地元産材を提供できるシステムづくりに取り組みます。

二点目は「地元産材活用強化」です。地元で生産される木材について、公共施設などでの地元産材利用を促進するとともに、活用に向けての取り組みを広げるよう努めます。また、間伐材についても付加価値を高め、林業・木材産業の活性化を図ります。

三点目は「特産品開発」です。森林資源の一層の活用を図る上で、特産林産物の生産強化やこれらを活用した特産品開発を積極的に行います。同時に、情報発信によるブランド形成等を支援します。

四点目は「林業後継者の育成」です。林業の担い手としての森林組合の育成や地域リーダーの育成を図るとともに、緑の少年団、林業研究会など地域の様々な人々が参加できる機会をつくる中から、林業の持つ特殊性・重要性の認識を高め、後

継者の育成に結びつくよう努めます。

(2) 資源を育てる水産業の振興

生産力の高い海づくりと持続的利用の推進

磯焼けの拡大などによる海の生産力の低下や乱獲により、水産資源は減少傾向にあります。また、山林の荒廃や河川の汚染による海洋環境への影響などが懸念されるなか、今後、水産資源の回復と持続的利用を図ることが必要となっています。そのため、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は「漁場整備」です。漁場については、魚礁、築磯などの漁場整備を行うとともに、磯焼けの回復や漁場環境の改善を通して、豊かな水産資源を育むための漁場の整備、保全に努めます。あわせて、種苗生産・放流、漁獲管理などの栽培漁業や資源管理型漁業、養殖業を推進していくことにより、持続的な水産資源活用の実現を図ります。また、森林の維持が沿岸漁場の環境保全に役立つことから、海を育てる森づくりを推進します。

二点目は「漁業関連組織の機能強化」です。円滑な漁場管理の実現に向け、漁協などの漁業関係団体間の連携を高めるなどの、機能強化を進めます。また、海洋環境の保全には、国外も含めた広い範囲での協力が必要なため、国・県へ強く働きかけていくとともに、東シナ海の資源と秩序を守る友好都市づくりに取り組みます。

意欲ある漁業者の育成・確保

豊かな漁場を持つ五島では、環境との共生を図る資源管理型の漁業に有利であるとともに、深い入り江が多い地形条件は、養殖漁業にとっても有利です。このような地域の条件を活かして、漁業経営の革新を図り、若者にも魅力の高い産業へと転換を図ることが必要です。そのため、3つの主要事業に取り組みます。

一点目は「新規就業者支援」です。新規就業者に対しては、技術習得のために漁業経営者の研修等を促進するとともに、多様な人々の参入の機会を創出することに努めます。

二点目は「新技術の開発・導入支援」です。沿岸漁業等における新技術導入の取り組みを支援するとともに、養殖技術の開発・導入への取り組みを支援し、広範な魚種に対応できる体制づくりを進めます。

三点目は「漁業者の経営基盤強化」です。意欲ある漁業者による新たな形態の漁業経営の確立を目指すとともに、ブルー・ツーリズムなど、複合経営への取り組みについて推進します。また、まき網漁業経営の安定化、効率化を図ります。さらに、これら漁業者の育成には、漁協の指導的役割が重要であり、その役割を十分担い得る自立する漁協づくりを目指して、広域漁協合併による経営基盤強化を推進します。

付加価値の向上による安定した漁業経営の確立

五島の漁業をより活性化するうえで、付加価値の高い安定した漁業を確立することが必要です。そのため、4つの主要事業に取り組みます。

一点目は「流通・加工体制の整備」です。鮮魚・活魚としての質の高い魚介類の出荷による五島の魚のブランド形成や加工による高付加価値化を目指すため、集魚・運搬・加工体制の一元的な整備等に取り組みます。

二点目は「水産特産品の開発」です。特産品となる水産加工品の開発、水産加工施設の整備により、多様な水産関連産業の育成を図ります。

三点目は「地産地消の促進」です。五島の魚介類・加工品のブランド化推進に向けた情報発信を行う一方で、地元での流通形態の改善や観光等との連携等により、地産地消の推進を図ります。

四点目は「販売促進活動の強化」です。五島の水産物の販路拡大に向け、情報発信の強化やインターネットなどを活用した流通ルートの多様化を図ります。

自然環境に配慮した漁業集落の整備

豊かな漁村景観は、観光客などにとっても魅力的なものであり、訪れる人の心を癒す場ともなります。同時に、生産基地である漁村の効率的な整備も求められています。そのため、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は「漁業集落環境の整備」です。合併処理浄化槽や漁業集落排水など生活排水処理対策等を推進し、漁村周辺の海洋環境や漁業集落環境の保全を図ります。

二点目は「漁港の整備」です。生産基盤と総合的な漁村環境の整備を行うため、漁港について、周辺の環境に留意しながら整備を図ります。

(3) 観光を中心とした地域づくりの推進

しまの特性を活かした観光の推進

五島は豊かな自然環境や歴史的・文化的な資源に恵まれています。このような資源は、とりわけ都市住民にとって魅力の高いものです。観光客のニーズも、観る観光から体験型観光へ、団体旅行から少人数単位の旅行へと変化しています。また、海水の療養効果やしまの環境が人々の癒しに結びつくものとして注目されており、しまの特性を活かした観光を進めることが必要です。そのため、3つの主要事業に取り組みます。

一点目は「しまの自然や産業を活かした体験観光の推進」です。ブルー・ツーリズム、グリーン・ツーリズムに代表される、豊かな自然や農林水産業との連携による体験型観光の推進を進めます。また、これとあわせてしまの資源を活かす施設整備、体験メニューづくりに取り組みます。現在行っている体験型の修学旅行の誘致、エコツアー・磯遊び等自然を楽しむ体験メニューづくり、食体験メ

ニューづくりなどの充実強化に努めます。

二点目は、「豊かな自然を活かした癒しのしまづくり」です。海に囲まれ温泉にも恵まれている五島においては、癒しを軸に観光を推進することが期待されます。癒しのしまづくりを推進するため、温泉の活用を図るとともに、海や森林などの自然を楽しむことができる環境整備に努めます。

三点目は「歴史・文化、スポーツを核とした交流の推進」です。万葉の里づくりや夕やけマラソンなどをはじめとした、歴史・文化・スポーツを核とした交流事業を推進します。また、学校や実業団チームのスポーツ合宿等の誘致などスポーツのしまとしての魅力づくりに努めます。

五島観光の魅力アップ活動の推進

五島には様々な観光資源が存在していますが、認識されていないものや十分に活用されていないものも多く見られます。このような資源を評価・再認識することで商品価値のある観光資源に仕上げ、積極的な情報発信により、五島観光の魅力アップに結びつけていくことが必要です。そのため、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は「新たな観光資源の整備活用」です。新たな資源の発掘と既存の観光資源の見直し調査を行い、その結果を整理、評価のうえ、観光地としての魅力向上を図るとともに、新たに追加される観光資源等の整備活用を推進し、魅力あるしまづくりのための事業に取り組みます。

二点目は「観光客誘致宣伝の充実強化」です。観光客への誘致宣伝活動は観光関係団体を中心に、観光パンフレットの作成や観光宣伝イベントの開催等に取り組んできましたが、その内容の見直し、充実強化に努めます。また、インターネットを活用した情報発信を強化するとともに、五島ゆかりの人々を網羅したネットワークづくりにも取り組みます。

観光受け入れ体制の充実強化

観光による交流人口を拡大するには、新たな来訪者を開拓するとともに、リピーター（再訪問者）を確保することが重要です。人と人との触れ合いやもてなしなど、地域の受け入れ体制を整備していくことが必要となります。そのため、3つの主要事業に取り組みます。

一点目は「観光関連組織の強化」です。観光協会などの観光関連団体が新市の中で、一体的な観光の推進を図ることができるよう、全体的な体制強化を支援します。

二点目は「観光関連人材の育成」です。宿泊、飲食施設等のもてなし向上キャンペーンの実施、地域案内ガイドや解説者の育成、市民全体のホスピタリティ(もてなしの心)の醸成など、地域全体として観光客を受け入れる体制の整備を図ります。

三点目は「観光関係施設等の整備」です。観光案内板や標識について、未設置箇所への追加設置や老朽化・破損した案内板等の付け替えなどに努めるほか、景観

等にも配慮した観光関係施設等の充実を図ります。

(4) 活力ある商工業の振興

にぎわい街なみ整備の推進

近年、通信販売や長崎市等の大規模な商業拠点への、消費流出が顕著なものとなってきています。この消費流出をくい止めるためには、商業の魅力向上を図ることにより地元での購買を増加させ、域内の経済循環を高めることが重要です。五島には福江地区の大規模な商業拠点や周辺地域のコンパクトな商業集積が見られ、これらを再整備することにより魅力的な商業空間を形成するとともに、商業自体の活性化に結びつけることが必要です。そのため、3つの主要事業に取り組みます。

一点目は「商店街の街なみ整備」です。中心市街地活性化法に基づく中心市街地の再整備や各地域の商店街の環境整備改善を行うなど、商店街の活性化に努めます。

二点目は「まちづくり組織の支援」です。TMO事業等の推進による魅力あるまちづくりの実施や、商業者グループ・まちづくりグループなどへの支援を通じて、にぎわいの創出を図ります。

三点目は「集客イベントの充実」です。観光事業等との連携を図り、住民を商店街に引きつける集客イベントを支援します。

五島の資源を活用した地域産業の振興

新市における地域産業にとって、農林水産物をはじめとした地域資源を活かした加工業が、地場産業として重要なものとなっています。全国各地で多様な加工製品が製造されているなか、五島の特色を活かした、特産品の開発が必要です。そのため、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は「新事業・商品の開発支援」です。農林水産物等を中心に、未利用な資源を再評価し、地域資源活用型の新事業・新商品の開発支援を強化します。

二点目は「地場産品の流通支援」です。特産品の販路開拓調査等による企業への支援強化、五島産品の情報発信の場となる物産展の開催やアンテナショップの開設等の支援を通じて、地域産業における流通面での強化を図ります。

(5) 新しい産業づくりの推進

企業誘致の推進及び起業化支援

情報通信基盤の整備などの社会環境の変化により、これまで、離島には立地することができなかった新たな産業の立地も期待できるようになってきています。と

りわけ情報通信を活用する業務では立地に関わる障壁が少なくなっているため、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は「起業化支援の強化」です。先端技術や情報を活用したIT産業等を中心に、地域内部での起業化にむけた積極的な支援を行います。

二点目は「企業誘致」です。従来からの企業立地施策とともに、コールセンター・バックオフィス業務企業の誘致など、ITを活用した企業の誘致に取り組みます。

新エネルギー導入による地域産業の活性化

しまの地域的な特性を活かした新エネルギー導入を通じて、しまの基幹産業である農林水産業や観光の振興につなげていくため、新エネルギー導入の先進的な取り組みを推進します。そのため、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は「新エネルギー導入による地域の農林水産業の活性化」です。現在、岐宿や富江において稼働している、風力発電などの新エネルギー導入の促進を図るとともに、その活用による地域の農林水産業の活性化方策や体制について検討を進めます。

二点目は「新エネルギー活用による観光の振興」です。風力発電や太陽光発電、太陽熱利用など新エネルギーの導入を促進し、しまのクリーンイメージの定着を図り、しまの魅力アップと観光の振興に努めていきます。

【主要事業】

施策	主要事業	備考
(1)地域の環境に適合した農林業の振興	<p>豊かな自然を生かした産地づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地形成 ・農業生産組織の育成 ・農業基盤の整備 <p>意欲ある農業者の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農支援 ・認定農業者等支援 ・高齢農業者支援 <p>新鮮で安全安心な農畜産物の生産供給体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産供給体制の確立 ・地産地消の促進 ・農畜産加工品の開発 ・販売促進活動の強化 <p>快適で豊かな農村環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落環境の整備 <p>多様な機能が持続的に発揮される森林づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備 ・治山事業等の推進 ・癒しの森林づくり <p>活力ある林業・木材産業づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産、流通体制の強化 ・地元産材活用強化 ・特産品開発 ・林業後継者の育成 	
(2)資源を育てる水産業の振興	<p>生産力の高い海づくりと持続的利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁場整備 ・漁業関連組織の機能強化 <p>意欲ある漁業者の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就業者支援 ・新技術の開発・導入支援 ・漁業者の経営基盤強化 <p>付加価値の向上による安定した漁業経営の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通・加工体制の整備 ・水産特産品の開発 ・地産地消の促進 ・販売促進活動の強化 <p>自然環境に配慮した漁業集落の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業集落環境の整備 ・漁港の整備 	

施策	主要事業	備考
(3)観光を中心とした地域づくりの推進	しまの特性を活かした観光の推進 ・しまの自然や産業を活かした体験観光の推進 ・豊かな自然を活かした癒しのしまづくり ・歴史、文化、スポーツを核とした交流の推進 五島観光の魅力アップ活動の推進 ・新たな観光資源の整備活用 ・観光客誘致宣伝の充実強化 観光受け入れ体制の充実強化 ・観光関連組織の強化 ・観光関連人材の育成 ・観光関係施設等の整備	
(4)活力ある商工業の振興	にぎわい街なみ整備の推進 ・商店街の街なみ整備 ・まちづくり組織の支援 ・集客イベントの充実 五島の資源を活用した地域産業の振興 ・新事業・商品の開発支援 ・地場産品の流通支援	
(5)新しい産業づくりの推進	企業誘致の推進及び起業化支援 ・起業化支援の強化 ・企業誘致 新エネルギー導入による地域産業の活性化 ・新エネルギー導入による地域の農林水産業の活性化 ・新エネルギー活用による観光の振興	

6. 住民と行政の連携による新しい市の創造 【行財政】

地方分権が進むなか、「地域のことは地域で決め、責任をもって行動する」時代を迎えています。合併さえすれば自ずとこれまで以上に良好な行財政運営や地域づくりが行われるというわけではありません。合併による効果を最大限に引き出し、新市の基本理念やまちづくりの方向性を実現していくためには、住民や地域全体と行政が連携し、新市を住民のみなさん自らが育み、創りあげていくことが必要となります。

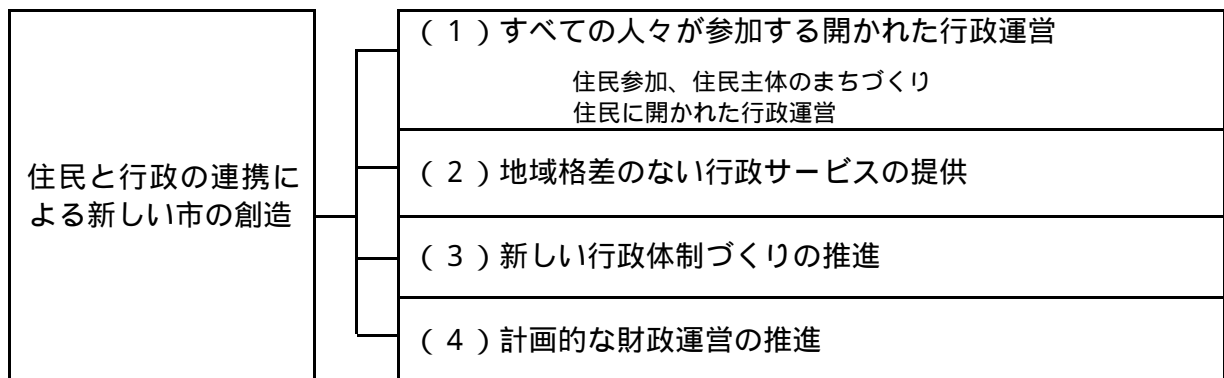
一方、「地域の声が行政に反映されにくくなるのではないか」「役所・役場が遠くなり、不便になるのではないか」「財政力が今より低下するのではないか」等、行財政運営に関する不安が、住民意識調査でも多く見られました。このような不安をできるだけ解消し、安心して生活できる行財政運営を進めていくことが必要です。

また、合併して行財政基盤の強化が図られ、また国・県から様々な財政支援措置等を受けられることとなりますが、財政規模には限りがあります。行政自らが最大限の努力を行い、サービス内容の充実を図るとともに効率化を進めていくことが求められており、その実現のためには、住民のみなさんの協力と、行政との連携がより一層重要となります。

こうしたことから、次の4つの主要施策に取り組みます。一点目は、「すべての人々が参加する開かれた行政運営」です。住民参加、住民主体のまちづくりや住民に開かれた行政運営に取り組みます。二点目は、「地域格差のない行政サービスの提供」です。支所機能の整備や電子自治体の推進等に取り組みます。三点目は、「新しい行政体制づくりの推進」です。行政運営の効率化や行政改革の推進等に取り組みます。四点目は、「計画的な財政運営の推進」です。効率的な事業の推進を図るとともに、事務経費の合理化や財源の確保等に取り組みます。

これらの取り組みにより、住民と行政の連携による新しい市の創造を目指します。

【主要施策の構成】



【主要施策】

(1) すべての人々が参加する開かれた行政運営

住民参加、住民主体のまちづくり

合併を機に、新市を住民自らの手で創りあげることができるような仕組みづくりを行うことが必要です。そのため、3つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「住民参加型まちづくりの推進」です。行政が政策形成をしていく過程で、できるだけ多くの住民の考えが反映されるような仕組みづくりに取り組む必要があるため、住民懇談会などでご意見をいただきながら、新市にふさわしい住民参加型のまちづくりを検討していきます。

二点目は、「多様なコミュニティ活動の支援、基盤づくり」です。コミュニティ活動は、住民参加、住民主体のまちづくりの基礎となるものです。従来の地域コミュニティに加え、社会の変化に伴う新たなコミュニティの形成も支援し、地域おこしグループや住民相互扶助的なグループの育成・ネットワーク化を推進します。また、まちづくりやその主体となる人材の育成を支援するとともに、活動の拠点となる公共施設や地区集会所が有効利用できるよう機能の充実に努めます。

三点目は、「男女共同参画の促進」です。男女共同参画の実現に向け、より一層その推進に努め、少子・高齢社会において、家庭や職場、社会全体での男女の平等な役割分担を推進し、女性の声も反映した施策を図っていきます。

住民に開かれた行政運営

住民参加、住民主体のまちづくりをいっそう進めていくためには、行政の透明性を高め、また行政としての説明責任を果たすなど、住民に開かれた行政運営をしていく必要があります。

そのため、「情報公開、情報提供体制の整備」に取り組みます。新市においても情報公開制度の適切な運用を図るとともに、個人情報の保護に努めます。また、各種計画書やお知らせ等の市役所・支所、図書館等での閲覧、広報紙・インターネットを利用した情報提供の充実等にも取り組みます。

(2) 地域格差のない行政サービスの提供

合併後も、それぞれの地域において住民が受ける行政サービスの維持、利便性の向上を図っていくことが必要です。そのため、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は「支所等における住民サービスの維持」です。合併により、支所等として存続する現在の役場等については、住民票交付等の窓口サービスをはじめとした各種住民サービスが低下しないよう、住民ニーズに対応した支所機能の充実に図ります。

二点目は「電子自治体の推進」です。自治体の幅広い業務にIT（情報通信技術）を効果的に取り入れ、行政サービスの向上、わかりやすい市政の展開、事務事業のスリム化等を図ることを目的とする、電子自治体の推進により、地域格差のない行政運営に取り組みます。

（3）新しい行政体制づくりの推進

行政組織の規模が大きくなり、その利点を活かした様々な行政施策を進めていくためには、一体的で新しい行政体制をつくり、効率的で実行力のある行政運営をしていくことが求められます。そのため、2つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「水準の高い住民サービスを提供するための行政運営の効率化」です。多様化する行政需要に的確に対応し、また、常に市民の視点に立った行政運営を行うことができるよう、行政改革に取り組み、効率的かつ効果的な施策を進めていきます。また、行政の関係団体・機関等についても、合併のメリットを最大限に引き出すことができるよう、必要な改革を支援します。

二点目は、「地方分権に対応できる職員育成」です。地方分権の進展により、政策を立案し的確に実行する能力が、行政職員一人ひとりにこれまで以上に求められるようになってきています。また、行政需要の複雑化・高度化に対応するためには、専門的な知識・技能を持った職員の存在がいっそう必要となります。職員研修や職員配置など、計画的に職員の育成に努めていくとともに、その能力が発揮できるような環境を整えていくことに取り組んでいきます。

（4）計画的な財政運営の推進

合併後の財政規模は大きくなりますが、その一方、行政需要に的確に対応し、新市の主要施策を実現していくには、多額の歳出が必要となります。また、財政の健全化は、新市においても、引き続き取り組むべき課題です。従って、計画的な財政運営を推進していくため、3つの主要事業に取り組みます。

一点目は、「行政評価制度の導入」です。各種施策・事務事業を、科学的な分析や経営管理手法を駆使して有効性・効率性・経済性などの様々な視点で評価し、改善につなげていく行政評価の手法を新市に適した形で導入し、必要な施策、事業を適切に評価しながら、限られた財源の中で、成果を重視した行財政運営の推進に取り組むとともに、事務事業の見直し、経費の合理化に努め、スリムな財政運営の実現をめざします。

二点目は、「財源の確保」です。市税などの収納率向上などにより、自主財源の確保に努めるとともに、国・県に対し新市の地域特性を勘案した財政支援措置を要請していきます。

三点目は、「適正な資産管理」です。近年、資産と負債の状況を明確にし、それを住民等に広く公開し、より計画的な行財政運営を行うため、行政への企業会計方式の導入等が全国的に進んでいます。新市においても、より一層、資産と負債の適正な管理が重要となるため、その仕組みづくりに取り組んでいきます。

【主要事業】

施策	主要事業	備考
(1) すべての人々が参加する開かれた行政運営	住民参加、住民主体のまちづくり ・住民参加型まちづくりの推進 ・多様なコミュニティ活動の支援、基盤づくり ・男女共同参画の促進 住民に開かれた行政運営 ・情報公開、情報提供体制の整備	
(2) 地域格差のない行政サービスの提供	・支所等における住民サービスの維持 ・電子自治体の推進	
(3) 新しい行政体制づくりの推進	・水準の高い住民サービスを提供するための行政運営の効率化 ・地方分権に対応できる職員育成	
(4) 計画的な財政運営の推進	・行政評価制度の導入 ・財源の確保 ・適正な資産管理	

公共施設の統合整備と適正配置

各種公共施設の統合整備と適正配置については、住民生活に十分配慮し、各地域の特性や地域バランス、さらには財政事情等を考慮しながら、検討していくことを基本とします。

なお、合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮するとともに、当分の間、本庁舎については旧福江市役所を有効活用していくこととし、IT（情報通信技術）の効果的な導入等も含め、住民ニーズに対応した本庁・支所の整備・充実を図ります。

財政計画

(1) 前提条件

この財政計画は、合併後の平成16年度から平成26年度までの概ね10年間について、歳入、歳出の各項目ごとに過去の実績等をもとに、合併に係る特例措置等を見込み、普通会計ベースで策定しています。

想定される合併効果（人件費の削減など）等に加え、一般財源の節約に努め、新市において健全な財政運営がなされるよう十分留意することとします。

また、第4章において示した主要施策・主要事業については、合併後の新市において、緊急性・効果等を勘案し策定する実施計画等に従い、限られた財源のなかで、効率的・効果的な実施を図ります。

(2) 歳入

地方税

過去の実績をもとに、今後の経済の見通し等を踏まえ算定しています。

地方交付税

普通交付税の算定の特例（合併算定替）合併に係る交付税措置等を見込み算定しています。

国庫支出金、県支出金

過去の実績をもとに、合併に係る財政支援を見込み算定しています。

地方債

通常の地方債の発行はある程度抑制し、合併特例債を活用することを見込み算定しています。

(3) 歳出

人件費

退職者の補充を抑制することによる一般職職員の削減、合併による特別職職員の減を見込み算定しています。

物件費

過去の実績等をもとに合併による減を見込み算定しています。

扶助費

過去の実績等をもとに算定しています。

補助費等

過去の実績等をもとに算定しています。

公債費

平成15年度までの地方債に係る償還予定額に、平成16年度以降の新市建設計画における主要事業等の実施に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定しています。

積立金

合併後の市町村の振興を図るための「合併市町村振興基金」への基金積立てを見込み算定しています。

繰出金

過去の実績等をもとに算定しています。

投資的経費

健全な財政運営を行うにあたって投資可能な普通建設事業費を算定しています。

(4) 財政支援措置の活用

主要施策・主要事業の中でも、新市の一体性の確立や新市全体の均衡ある発展に資する公共的施設の整備等を行うにあたっては、手厚い交付税措置のある「合併特例債」や県の「合併市町村特別交付金」等を有効に活用することによって、一般財源を節約し、より効率的な財政運営を行うこととします。

また、合併特例債を活用して積み立てる合併市町村振興基金により、地域住民の連帯の強化や自主的なまちづくり活動を支援していくこととします。

【 歳 入 】

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方税	3,366	3,336	3,306	3,276	3,247	3,219	3,192	3,163	3,135	3,108	3,081
地方譲与税等	948	948	948	948	948	948	948	948	948	948	948
自動車取得税交付金	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129
地方特例交付金	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125
地方交付税	13,446	13,333	13,054	12,936	13,065	13,054	13,145	13,000	13,091	13,182	13,254
交通安全交付金	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
分担金・負担金	361	361	361	361	361	361	361	361	361	361	361
使用料及び手数料	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551
国庫支出金	3,215	3,215	3,119	2,959	2,959	2,959	2,959	2,861	2,861	2,861	2,861
県支出金	2,826	2,686	2,618	2,618	2,618	2,618	2,618	2,549	2,549	2,409	2,409
財産収入	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81
繰入金	700	700	200	200	200	200	200	200	200	200	200
諸収入	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
地方債	5,772	5,751	4,671	4,671	4,671	4,671	4,671	4,614	4,614	4,614	4,614
歳入合計	32,096	31,792	29,739	29,432	29,531	29,492	29,556	29,159	29,222	29,146	29,192

(注)四捨五入の関係で歳入合計と内訳の合計が一致しない場合があります。

【 歳 出 】

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	6,350	6,542	6,562	6,355	6,153	5,954	6,063	5,888	5,796	5,630	6,067
物件費	3,862	3,873	3,835	3,796	3,758	3,721	3,684	3,647	3,610	3,574	3,538
維持補修費	201	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207
扶助費	2,577	2,578	2,566	2,566	2,566	2,566	2,566	2,555	2,555	2,555	2,555
補助費等	3,330	2,929	2,929	2,929	2,929	2,929	2,929	2,929	2,929	2,929	2,929
公債費	5,744	5,131	5,063	4,877	4,992	5,131	4,752	4,826	4,765	4,703	4,630
投資・出資・貸付金	288	287	284	284	283	283	283	279	279	279	278
繰出金	2,019	2,021	1,999	1,993	1,988	1,982	1,977	1,958	1,957	1,956	1,955
積立金	1,200	1,200	100	100	100	100	100	100	100	100	100
投資的経費	6,525	7,023	6,194	6,324	6,555	6,619	6,995	6,770	7,024	7,213	6,933
歳出合計	32,096	31,792	29,739	29,432	29,531	29,492	29,556	29,159	29,222	29,146	29,192

(注)四捨五入の関係で歳出合計と内訳の合計が一致しない場合があります。

(卷 末 参 考 资 料)

1. 用語解説

章ごとに、原則として五十音順で主な用語の解説を整理しています。

はじめに

基本構想、基本計画、実施計画【きほんこうそう、きほんけいかく、じっしけいかく】

基本構想は、地方自治法において市町村が定めなくてはならないもので、市町村がめざす将来像と、それを実現するための基本的な方針が示されます。基本計画は、基本構想の実現に向け、具体的な施策の計画が示されます。実施計画は、基本計画に基づき、具体的な事業の内容を短期間の行政計画としてとりまとめられるもので、事業ごとに必要な費用等が示されます。基本構想と基本計画を総称して、「総合計画」と呼んでいます。

新市の概況

基幹産業【きかんさんぎょう】

地域産業の基礎となっている産業のことです。地域の産業は、互いに密接につながっていますが、それを樹木に例えると、「幹」に該当する産業です。

新市建設の基本方針

コーホート要因法【こーほーとよういんほう】

男女別、年齢別（5歳階級）に、生残率、社会移率を推計し、出生率は出産年齢の女性人口の年齢別ごと出生率をもとに推計することにより、人口を推計する手法です。この手法は人口推計手法としては最も普及しているものであり、国立社会保障・人口問題研究所における都道府県別人口推計や、全国の多くの市町村における人口推計に用いられています。

新市の主要施策

1. まちや島々を連携する交通・情報網の整備

IT（情報通信技術）【あい・ていー（じょうほうつうしんぎじゅつ）】

「Information Technology」（インフォメーション・テクノロジー）の略称で、日本語で情報通信技術のことです。情報通信技術とは、コンピュータとネットワークに関する技術とその応用のことであり、時間と場所の制約を受けない特長をもった「人と人をつなぐ技術、道具」、「人と情報をつなぐ技術、道具」と言えます。インターネットがその代表例です。

このITの急速な発展は、「IT革命」とも呼ばれ、産業革命に匹敵する歴史的な大転換を社会にもたらすと位置づけられています。

イントラネット

インターネットの技術を利用して構築される地域内情報通信網のことです。整備されることにより、様々な情報のやり取りが家庭や職場、学校、公共施設などからできるようになります。

高速衛星通信【こうそくえいせいつうしん】

従来光ファイバーが中心であった高速通信を、通信衛星を活用して実現しようとするものです。

航法援助施設【こうほうえんじょしせつ】

地上から無線によって飛行中の飛行機の正確な位置を把握できるような施設や、計器着陸装置等のことを指します。ここでは、特に計器着陸装置等の整備を想定しています。計器着陸装置は、着陸する航空機に対し、電波により滑走路までの正確なルートを教えるための装置です。雲や霧などで視界が悪い時に威力を発揮し、設置することにより就航率が向上します。

コミュニティバス

通常の路線バスではカバーしにくいような、きめ細かい地域の公共交通需要に対応するため、

自治体が運営・支援を行い、一定地域内を運行するバスのことです。通常、小型のバスが用いられ、狭い道でも運行でき、また低料金あるいは無料で運行するなど、地域住民の日常的な移動を支えます。

SOHO【そーほー】

「Small Office Home Office」(スモールオフィス(個人事業)・ホームオフィス(在宅勤務))の略で、IT(情報通信技術)を活用して、自宅や小さなオフィスで事業活動を行っている小規模の事業者のことを指します。働くスタイルや職種は様々であり、例えば家庭の主婦や企業に属さない起業家などが、自宅をベースに独立・自営するスタイルなども含まれます。

2. 個性ある地域を活かした環境にやさしい豊かな生活空間づくり

エコアイランド

「環境問題に先進的な取り組みを行い、自然環境と共生するしま」という意味の造語「エコロジー・アイランド」を略した言葉です。

NPO【えぬ・ぴー・おー】

住民が行う自由な組織的社会貢献活動として、営利を目的としない民間組織のことです。平成10年3月には、特定非営利活動促進法が公布され、法的な位置づけも明確となりました。Nonprofit Organizationの略語。

循環型社会【じゅんかんがたしゃかい】

廃棄物の発生を抑制し、リサイクルできるものはできるだけ資源として利用し、どうしても使えない廃棄物は適正に処分することによって、石油や森林等の天然資源をできるだけ使わない、環境にやさしい社会のことです。大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた「20世紀型社会」からの大転換を図るものとも言えます。国は平成12年6月に循環型社会形成推進基本法を公布しています。

静脈物流システム【じょうみやくぶつりゅうしすてむ】

今後、資源リサイクルの進展により、リサイクル拠点への廃棄物輸送や、資源化された廃棄物の輸送が、大量かつ広域的に発生することが予想されます。このことから、廃棄物に係る輸送を「静脈物流」と位置づけ、資源リサイクルの促進に寄与し、また環境負荷が小さいように整備されたシステムのことです。

新エネルギー【しんえねるぎー】

従来から使用されている石油、石炭、天然ガス、原子力などのエネルギーに対し、太陽、風力、地熱などの自然エネルギーのほか、木材資源や一般家庭や工場等から排出される廃棄物など、その地域に存在するものを活用することによって得られるエネルギーのことを指します。その導入の意義は、国産の再生可能なエネルギーの確保と、地球温暖化や酸性雨問題などの地球環境問題へ対応した環境にやさしいクリーンなエネルギーの導入などです。

バリアフリー

もともとは「障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去する」という意味で、建築用語として使用されていました。現在では、「全ての人が社会参加を行う場合に存在する物理的、社会的、制度的、心理的なあらゆる障壁を除去する」という意味で用いられています。

3. すべての人々が安心して住めるまちづくり

一次医療【いちじいりょう】

日常的に頻度の高い傷病に対して行われるレベルの医療のことをいい、住民に身近なところで確保されるべき医療で、「かかりつけ医・歯科医」を中心として役割を担っています。

CT【しー・ていー】

「Computed Tomography」(コンピュータ・トモグラフィ)の略称で、日本語でコンピュータ断層撮影法のことです。従来のX線撮影と異なり人体を輪切りにした断面に対して、種々の角度からX線を当て、それをコンピュータを用いて再構築して映像化する撮影法です。

遠隔医療【えんかくいりょう】

患者のいる場所から離れた場所にある病院等へ、映像を含む患者情報を情報通信基盤を用いて送り、その情報に基づいて遠隔地から行う診断・指示などの医療行為等のことです。在宅医療を行う場合や、病院がより専門性の高い病院に判断を仰ぐ場合等での実施が想定されます。

グループホーム

共同生活を送ることに支障のない痴呆性高齢者などを対象に、地域の住宅やアパート等で共同生活を営み、家庭的な雰囲気の中で食事の提供、介護等の生活援助を行う体制を整えた居住形態のことです。

シルバーハウジング

高齢者世話付き住宅ともいい、低所得の高齢者世帯を対象に、段差の解消や手摺りの設置等、バリアフリーに配慮した、生活補助員(ライフサポートアドバイザー)による一定のサービスが受けられる公営住宅のことです。

4. しまの多様な文化を大切にし人が輝く社会づくり

教育サポーター

いわゆる「補助教員」のことです。一定の契約期間の間、嘱託職員として学校教育を支援したり、土曜日に公民館等で実施する講座の運営を行ったりする役割が期待され、地域の力で教育を支えます。

サテライトカレッジ

大学や教育機関が実施する授業や教養講座・生涯学習講座などを、衛星放送やインターネット、電話回線などを使って同時中継し、実際に講義や講座が行われている場所以外の場所(公民館、図書館など)で受講できる仕組みです。

JETプログラム【じえっと・ぷろぐらむ】

「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称で、地方公共団体が、総務省、外務省、文部科学省、および(財)自治体国際化協会の協力のもとに実施しています。このプログラムは、外国語教育の充実と地域レベルの国際交流の進展を図ることを通し、我が国と諸外国との相互理解の増進と地域の国際化の推進に資することを目的としています。

ネットラーニング

インターネットを活用して語学講座や資格取得講座などを受講できる仕組みです。サテライトカレッジと同じように、実際の講義や講座が行われている場所以外の場所で受講できますが、こちらは個人が家庭の端末を使って受講できることや事前に録画されたものを好きな時間に受講できることから、日中は働いている人等でも利用しやすいと言えます。

5. 地域の特性を活かした自立的な産業の育成

アンテナショップ

特産品や新製品を市場や消費者に浸透させ、また消費者の要望に係る情報を収集するための店舗です。利潤よりも地域産品に係る情報の受発信が重視されます。東京をはじめとした都市部に設置されるのが一般的です。

エコツアー

主として、自然環境を体験・観察するためのツアーで、移動手段等もふくめて環境に優しいことが重視されます。実際のツアーでは、伝統芸能など、地域の文化も含めて体験することも多くあります。

グリーン・ツーリズム

農作業、農家料理、農村文化等、農村が持っている様々な資源を活用した体験・滞在型の旅行形態をいいます。ヨーロッパのイギリス、フランス、イタリアなどで特に盛んで、経済的なメリットだけではなく、都市と農村の相互理解を深める等の効果が期待されます。

(関連項目：ブルー・ツーリズム)

コールセンター・バックオフィス業務企業

オペレーターによる電話での受付業務を行うのがコールセンターで、経理会計計算など、企業の間接業務を行うものがバックオフィス業務です。近年、情報通信基盤の整備が進んだことを背景に、土地代等コストの安い地方都市でこのような事業所の立地が活発になっています。

地産地消【ちさんちしょう】

地元の農水産物や加工品を地元で消費することをいいます。産品を地元で消費することにより、お金が地域の中を循環することになり、地域の経済活性化にとってもプラスの効果が期待されます。

TMO事業【ていー・えむ・おー・じぎょう】

TMOとはTown Management Organization(タウン・マネージメント・オーガニゼーション)の略です。住民や商業者、事業所が商工会議所、行政とともに、中心市街地活性化事業を行い、また事業活動に必要な事業収入を自ら生み出す組織として事業を展開します。地域の関係者が、街の安全対策や美化対策、イベント開催、イメージの向上、テナントの誘致、空き店舗対策、駐車場の管理などを行い、地区の活性化に総合的に取り組んでいこうとするものです。

特用林産物【とくようりんさんぶつ】

きのこや山菜など、主として林地で栽培・採集、あるいは木材資源を素材に生産されるものを総称した言い方です。林業振興という場合、一般的には木材だけではなく特用林産品も検討の範疇に含めます。

ブルー・ツーリズム

グリーン・ツーリズムの漁業・漁村版です。島や海岸線が多い我が国では、ブルー・ツーリズムの推進による地域活性化への期待が大きくなっています。

6. 住民と行政の連携による新しい市の創造

コミュニティ

様々な共同体のことを意味し、極めて多義的な言葉です。従来は、町会・自治会など、同じ地区に居住する個人や家族によって構成され、相互扶助的な機能を持った集まりのこと(これを「地域コミュニティ」と呼びます)を指すことが多かったと言えます。一方、近年では、趣味やボランティア活動など、一定のテーマ・目的を持つ個人等によるコミュニティも数多く見られるようになりました。日常生活に起因する様々な課題を解決するため、地域コミュニティやテーマ・目的によるコミュニティの果たす役割は今後ますます大きくなることが予想されます。

なお、NPOの中には、テーマ・目的によるコミュニティの一つとしてとらえることができるものもあります。

電子自治体【でんしじちたい】

自治体の広範な業務にIT(情報通信技術)を効果的に取り入れ、役所内のコンピュータをネットワークでつないだり、住民が必要な行政情報を個人情報保護等を行った上でインターネットを通じて住民に提供したりすること等により、行政サービスの向上、透明性の向上、行政事務の効率化等を推進することです。

2. 住民アンケート結果の概要

平成13年12月から平成14年の1月にかけて、下五島1市5町の全世帯及び全高校生を対象に実施した、新しいまちづくりに関するアンケート調査の結果の概要です。

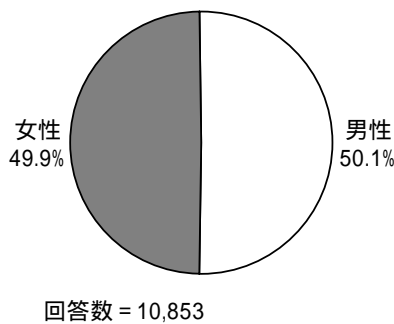
回答の状況	全世帯	高校生
	回答数 11,619世帯	回答数 1,814名
	回答率 60.6%	回答率 95.4%

1. 回答者の内訳

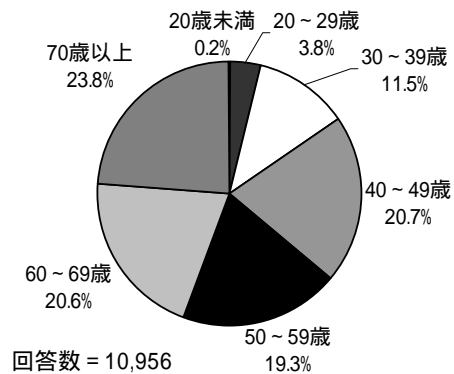
男女・世代別などに大きな偏りはなく、本アンケートはバランスのとれた結果になっていると考えられます。
各設問の回答数には無回答分を含んでいません。

(1) 全世帯

【男女別】



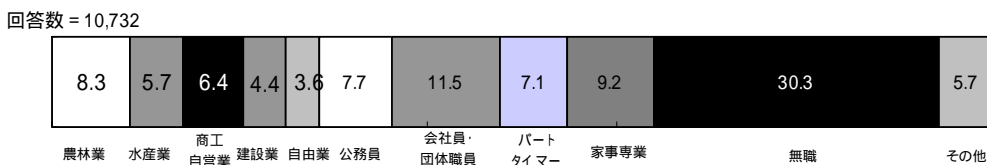
【世代別】



【家族構成】



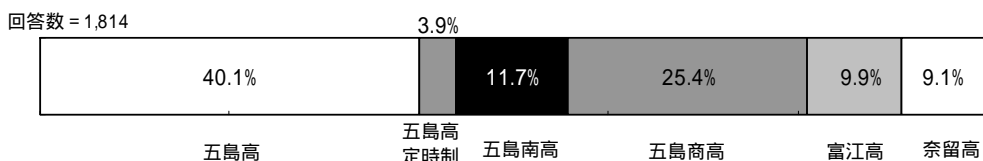
【職業】



(2) 高校生

【高校別】

男女別、学年別は省略(回答に偏りはありませんでした)



2. 日常生活・行政サービスなど現状に対する満足度、施策の優先度

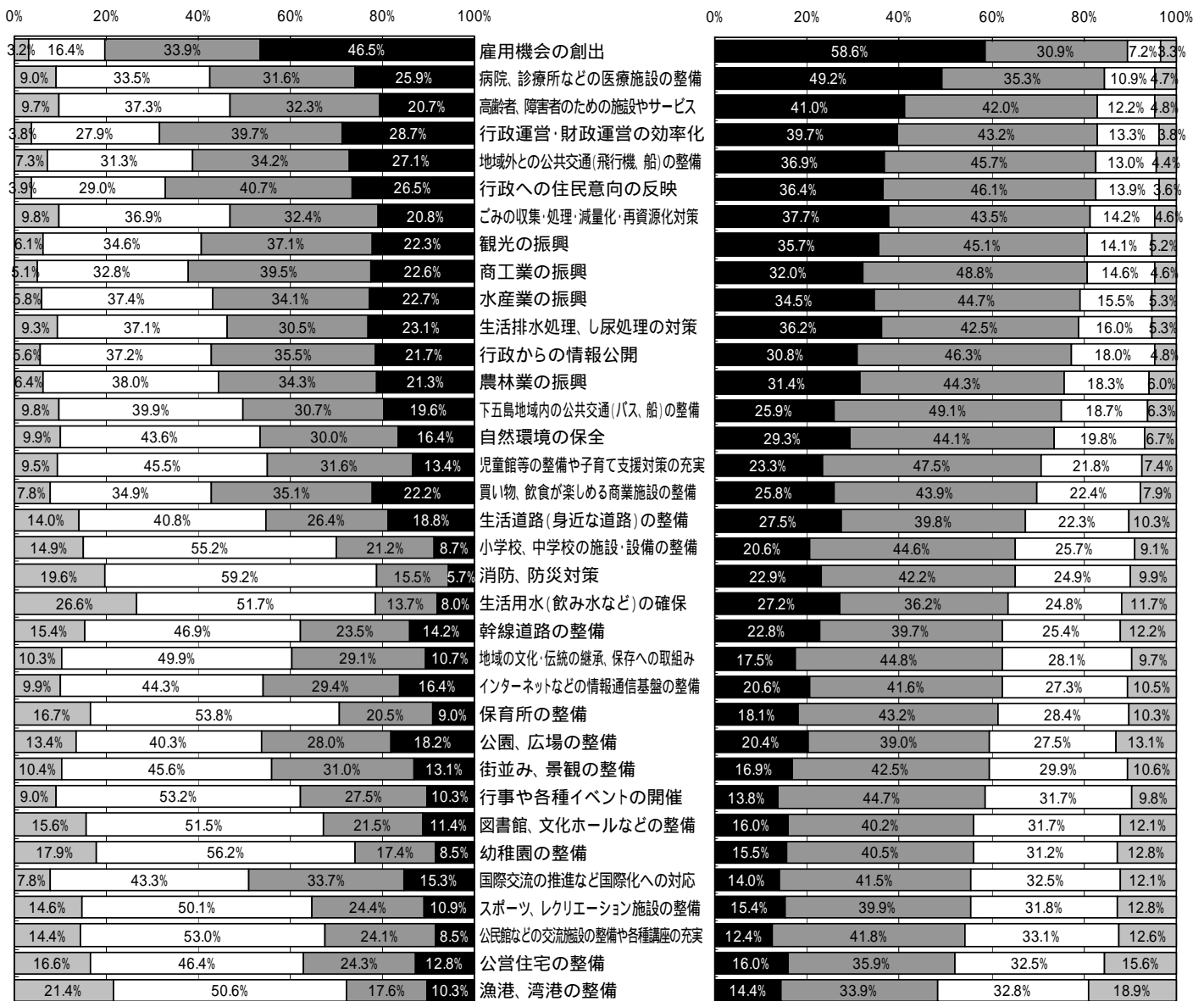
(1) 全世界帯

満足度について、「満足している」との回答が多い施策は、「生活用水（飲み水など）の確保」「漁港、湾港の整備」「消防、防災対策」などとなっています。一方、「不満である」との回答が多いのは、「雇用機会の創出（企業誘致、産業おこしなど）」「行政運営・財政運営の効率化」「地域外との公共交通（飛行機、船）の整備」などとなっています。

施策の優先度について、「優先すべきである」との回答が特に多い施策は、「雇用機会の創出（企業誘致、産業おこしなど）」「病院、診療所などの医療施設の整備」です。次いで、「高齢者、障害者のための施設やサービス」「行政運営・財政運営の効率化」「地域外との公共交通（飛行機、船）の整備」などの回答も多くなっています。

満足度

優先度



満足している まあ満足している やや不満である 不満である

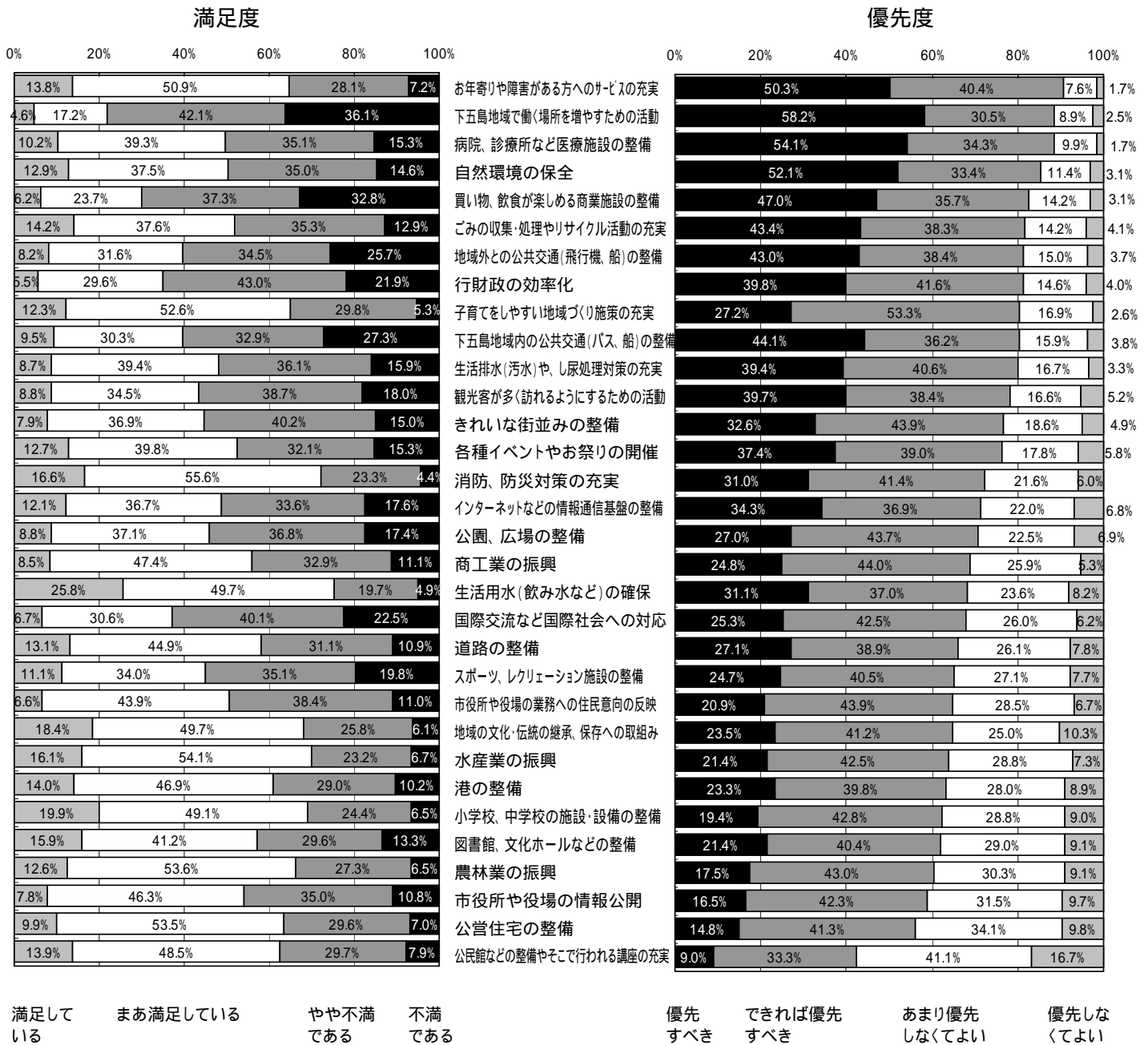
優先すべき できれば優先すべき あまり優先しなくてよい 優先しなくてよい

「優先すべき」「できれば優先すべき」とする回答の多い順に整理

(2) 高校生

満足度について、「満足している」との回答が多い施策は、「生活用水（飲み水など）の確保」「小学校、中学校の施設・設備の整備」「地域の文化・伝統の継承、保存への取組み」などとなっています。一方、「不満である」との回答が多いのは、「下五島地域で働く場所を増やすための活動」「買い物、飲食が楽しめる商業施設の整備」「下五島地域内の公共交通（バス、船）の整備」などとなっています。

施策の優先度について、「優先すべきである」との回答が多い施策は、「お年寄りや障害がある方へのサービスの充実」「下五島地域で働く場所を増やすための活動」「病院、診療所など医療施設の整備」「自然環境の保全」「買い物、飲食が楽しめる商業施設の整備」などとなっています。



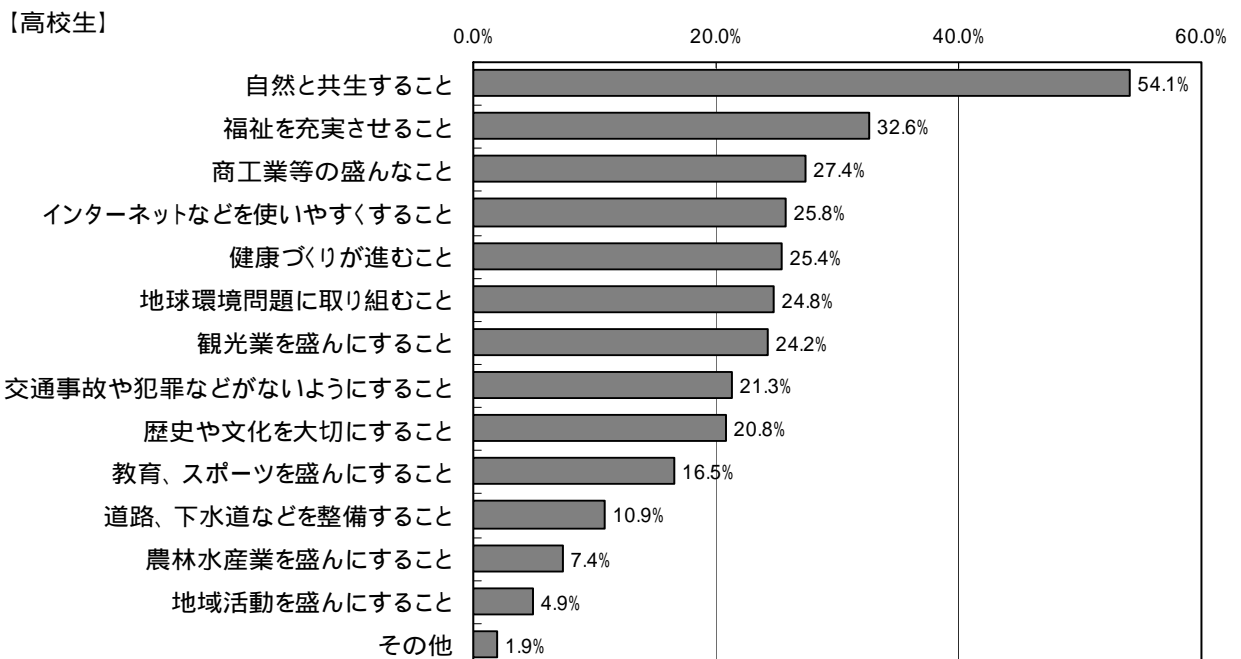
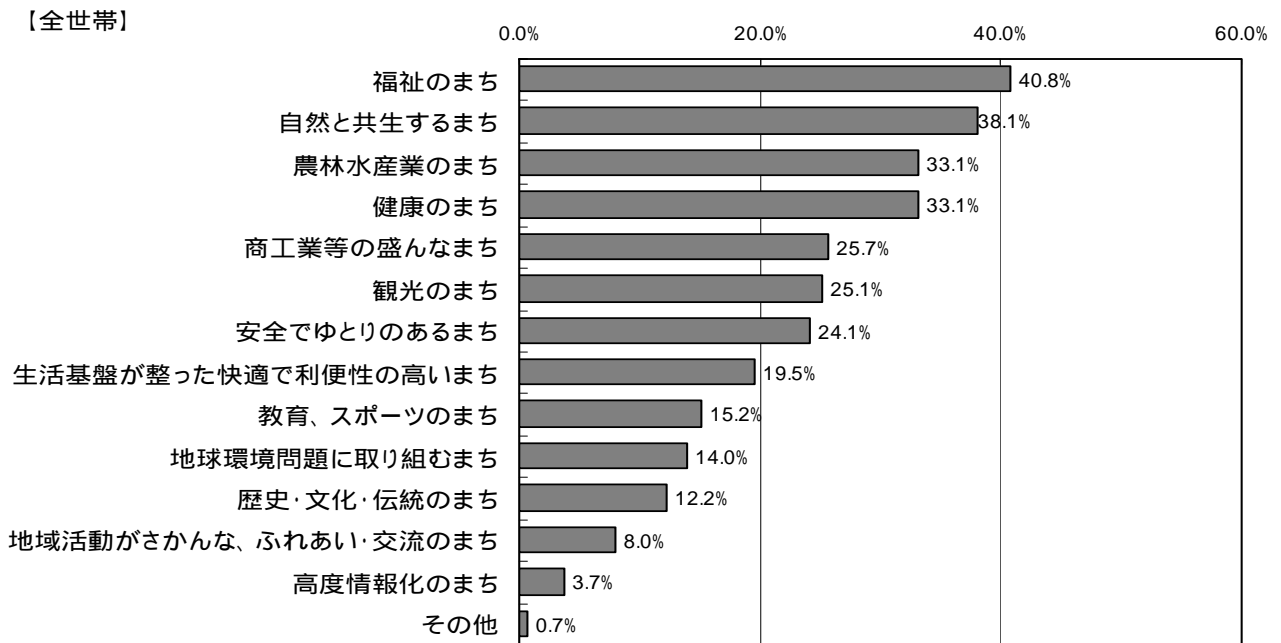
「優先すべき」「できれば優先すべき」とする回答の多い順に整理

3. 「新市の将来像」全世帯アンケートと高校生アンケート結果

全世帯アンケートにおいては、「すべての人が安心して暮らせる福祉のまち」「自然と共生するまち」「農林水産業を振興する活力にあふれるまち」「医療体制と健康づくり対策が充実した健康のまち」への回答が多くなっています。

高校生アンケートにおいては、「自然を大切にし、自然と共生すること」が特に多く、次いで「すべての人が安心して暮らせるよう、福祉を充実させること」「商業や工業が盛んで、働く場に恵まれるようにすること」等となっています。

全世帯アンケート、高校生アンケートとも、将来望ましい地域の姿として、福祉・保健・医療の充実や、自然との共生、また各産業が盛んで働く場に恵まれることが、共通して多くなっています。



4. 合併に対し期待すること（全世帯）

「行政のムダを減らし、財政基盤が強化される」「議員数、職員数の減少により、行政経費の節減が図られる」といった、行財政基盤の改善への期待や、「農業、漁業、観光産業が一体的に推進できる」への回答が各市町とも40～50%と多くなっています。

下五島全体（回答数 9,282）

【回答の多い順】

行政の無駄を減らし、財政基盤が強化される	49.9%
議員数、職員数の減少により、行政経費の節減が図られる	47.2%
基幹産業である、農業、漁業、観光産業が一体的に推進できる	41.3%
少子・高齢化社会に対応した行政サービスが充実する	24.7%
企業の進出や新しい産業の創出など雇用の場が確保できる	21.2%
広域的な視点で、公共施設の整備やまちづくりができる	15.1%
行政の規模が大きくなることにより、行政効率が向上し、行政改革が推進できる	15.1%
地域を一体的に整備し、地域格差の是正が図られる	14.1%
他の市、町の施設が利用できるなど、公共施設の利便性が向上する	13.7%
下五島地域のイメージが向上する	13.2%
ごみ問題その他環境問題に対応できる	10.9%
高度、専門的な能力を有する人材を確保できる	7.8%
住民参加の一層進んだ、新しい地域経営の仕組みができる	7.7%
その他	1.4%

網がけは回答者の3分の1（33.3%）以上の回答項目。

5. 合併に対し不安なこと（全世帯）

「中心部だけがよくなり、周辺部は取り残されるおそれがある」「今よりも税金が高くなるのではないかと不安である」「地域に密着した介護・行政サービスが受けられなくなるおそれがある」「地域の声が行政に反映されにくくなるおそれがある」への回答が多くなっています。

下五島全体（回答数 9,269）

【回答の多い順】

中心部だけがよくなり、周辺部は取り残されるおそれがある	48.1%
今よりも税金が高くなるのではないかと不安である	44.2%
区域が広くなり、地域に密着した介護・行政サービスが受けられなくなるおそれがある	38.6%
市町の区域が広くなり、地域の声が行政に反映されにくくなるおそれがある	34.2%
役所、役場が遠くなり、不便になることが考えられる	28.6%
財政力が今よりも低下するおそれがある	16.3%
幼稚園や小学校、中学校が統廃合されるおそれがある	12.9%
継承されてきた文化や伝統など、地域の個性や特徴がなくなるおそれがある	11.7%
住民相互の連帯感が薄れるおそれがある	10.2%
今住んでいる市町村の名称がなくなる	10.0%
職員数が減ること等により、地域での就業機会が減ることが考えられる	8.8%
議員数が減ることにより、住民の意思が行政に反映されにくくなるおそれがある	7.7%
各種の公共施設が整理、統合されるおそれがある	7.0%
その他	1.5%

網がけは回答者の3分の1（33.3%）以上の回答項目。

6. 下五島地域への定住意向

定住意向（全世帯）

半数近くの方が「住み続けたい」と回答しています。

「住み続けたい」と「おそらく住み続ける」を合わせると、約91%にのびります。

住み続けたい	おそらく住み続ける	おそらく転出する	転出が決まっている	回答数
46.4%	45.1%	5.8%	2.7%	10,061

住み続けたい理由

「家屋や財産があるから」との回答が4割以上を占め、最も多くなっています。

仕事があるから	下五島地域での生活に満足しているから	家屋や財産があるから	家族がいるから	その他	回答数
14.3%	8.4%	47.0%	25.8%	4.5%	8,562

転出したい、あるいは転出する理由

「仕事上、一時的に下五島地域に住んでいるだけだから」が大半を占めています。

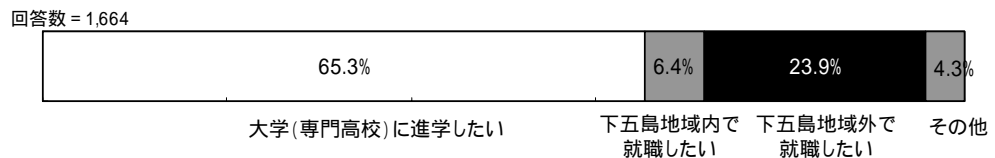
「その他」の多くは、島外の子どもの所に行くからという回答です。

仕事上、一時的に下五島地域に住んでいるだけだから	下五島地域での生活に不満があるから	他の地域での仕事の予定があるから	他の地域へ進学する予定があるから	その他	回答数
59.7%	14.8%	7.9%	1.7%	16.0%	776

高校卒業後の進路

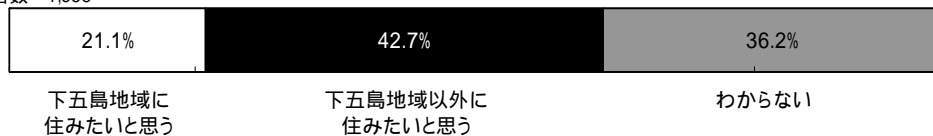
進学希望が65%を超えています。

下五島地域外での就職を希望する生徒数が、下五島地域内での就職を希望する生徒数に比べて17.5%（291人）多くなっています。



将来の定住希望

回答数 = 1,658



地域内に住みたい理由

理由	比率	回答数
下五島地域が好きだから	58.2%	195
下五島地域で働くつもりだから	18.8%	63
家族と一緒に住みたいから	13.4%	45
その他	9.6%	32
合計		335

地域外に住みたい理由

理由	比率	回答数
下五島地域は働く場がないから	39.8%	255
都会へのあこがれから	26.6%	170
娯楽、レクリエーション施設などに魅力を感じないから	20.9%	134
その他	12.7%	81
合計		640

3. 特に住民のみなさんからの優先度が高い項目への対応策（再掲）

新市建設計画を作成していくにあたり実施した、住民・高校生アンケートの「今後の施策の優先度」に係る質問において、「優先すべき」及び「できれば優先すべき」施策として概ね80%以上の回答を得た項目（全35項目中）は以下のとおりです。

- 雇用機会の創出
- 病院、診療所などの医療施設の整備
- 高齢者、障害者のための施設やサービス
- 行政運営・財政運営の効率化
- 地域外との公共交通（飛行機、船）の整備
- 行政への住民意向の反映
- ごみの収集・処理・減量化・再資源化対策
- 観光の振興
- 商工業の振興
- 水産業の振興
- 自然環境の保全
- 買い物、飲食が楽しめる商業施設の整備
- 子育てしやすい地域づくり施策の充実
- 地域内の公共交通（バス、船）の整備

これらの項目に対して、新市建設計画ではどのような事業を考え、対応しようとしているのかをお示しするために、本文で記述した1～6までの新市の主要施策のうち、その対応策として考えている主要事業を改めて掲載しています。（なお、基幹産業でもある農林業の振興についても参考として加えています）

また、上記項目に加え、「合併に対する不安解消に資する事業」「合併のメリットを活かす事業（広域的施策）」に対応する事業についても掲載しています。

雇用機会の創出

基本方針（分野）	主要事業	本文頁
社会基盤	・沿岸航路の維持・拡充と利便性の向上	2 0
	・本土間航路の維持・拡充と利便性の向上	2 0
	・利用促進キャンペーンと利便性の向上	2 0
	・航法援助施設の整備の促進	2 0
	・地域情報化基盤の整備	2 1
	・I T活用の推進	2 1
	・情報拠点の機能強化	2 1
	環境	・新エネルギーの導入促進
・資源リサイクルの推進		2 5
保健・医療・福祉	・介護保険事業の推進	3 1
	・在宅福祉サービスの充実	3 1
	・高齢者福祉施設等の整備・充実	3 1
	・シルバー人材センター等の活動の場の整備	3 1 ~ 3 2
教育・文化	・世代に応じた学びの機会充実	3 6
	・地域支援プログラムの開発	3 7
産業	・産地形成	4 1
	・農業生産組織の育成	4 1
	・新規就農支援	4 2
	・高齢農業者支援	4 2
	・生産供給体制の確立	4 2
	・地産地消の促進（農業）	4 2
	・農畜産加工品の開発	4 2
	・販売促進活動の強化（農業）	4 2
	・森林整備	4 3
	・癒しの森林づくり	4 3
	・木材生産、流通体制の強化	4 3
	・地元産材活用強化	4 3
	・特産品開発	4 3
	・林業後継者の育成	4 3 ~ 4 4
	・新規就業者支援	4 4
	・漁業者の経営基盤強化	4 4
	・流通・加工体制の整備	4 5
	・水産特産品の開発	4 5
	・地産地消の促進（水産業）	4 5
	・販売促進活動の強化（水産業）	4 5
	・しまの自然や産業を活かした体験観光の推進	4 5 ~ 4 6
	・豊かな自然を活かした癒しのしまづくり	4 6
	・歴史、文化、スポーツを核とした交流の推進	4 6
	・新たな観光資源の整備活用	4 6
	・観光客誘致宣伝の充実強化	4 6
	・観光関連組織の強化	4 6
	・観光関連人材の育成	4 6
	・商店街の街なみ整備	4 7
	・まちづくり組織の支援	4 7
	・集客イベントの充実	4 7
	・新事業・商品の開発支援	4 7
	・地場産品の流通支援	4 7
	・起業化支援の強化	4 8
	・企業誘致	4 8
	・新エネルギー導入による地域の農林水産業の活性化	4 8
	・新エネルギー活用による観光の振興	4 8

病院、診療所などの医療施設の整備

基本方針（分野）	主要事業	本文頁
社会基盤	・地域情報化基盤の整備	2 1
保健・医療・福祉	・地域医療機関の整備・充実	3 0
	・高度な機能を有する医療機関との連携強化と救急医療体制の充実	3 0～3 1
	・医師の確保、医療体制の充実	3 1

高齢者、障害者のための施設やサービス

基本方針（分野）	主要事業	本文頁
社会基盤	・生活路線の維持	2 0
	・コミュニティバスの導入	2 0
	・地域情報化基盤の整備	2 1
環境	・バリアフリーの推進	2 6
	・公営住宅の整備	2 6
	・消防・防災体制の充実	2 6～2 7
	・交通安全・防犯対策の充実	2 7
保健・医療・福祉	・母子、老人などの保健事業、精神保健事業の充実	3 0
	・予防事業の充実	3 0
	・保健センターなど活動拠点の整備・充実	3 0
	・健康づくり活動グループ・リーダーなどの育成	3 0
	・健康づくり関連イベントの推進	3 0
	・地域医療機関の整備・充実	3 0
	・高度な機能を有する医療機関との連携強化と救急医療体制の充実	3 0～3 1
	・医師の確保、医療体制の充実	3 1
	・介護保険事業の推進	3 1
	・在宅福祉サービスの充実	3 1
	・高齢者福祉施設等の整備・充実	3 1
	・老人クラブの活動支援	3 1
	・シルバー人材センター等の活動の場の整備	3 1～3 2
	・福祉センター等生きがい活動拠点施設の充実	3 2
	・在宅福祉サービスの推進	3 3
・日常生活支援の推進	3 3	
・支援ネットワークづくり	3 3	
・各種（更生）援護施設等の整備	3 3	
・相談、治療、訓練等の充実	3 3	
教育・文化	・世代に応じた学びの機会充実	3 6

行政運営・財政運営の効率化

基本方針（分野）	主要事業	本文頁
社会基盤	・地域情報化基盤の整備	2 1
行財政	・住民参加型まちづくりの推進	5 2
	・多様なコミュニティ活動の支援、基盤づくり	5 2
	・電子自治体の推進	5 3
	・水準の高い住民サービスを提供するための行政運営の効率化	5 3
	・地方分権に対応できる職員育成	5 3
	・行政評価制度の導入	5 3
	・財源の確保	5 3
	・適正な資産管理	5 4

地域外との公共交通（飛行機、船）の整備

基本方針（分野）	主要事業	本文頁
社会基盤	・港湾等の整備	1 9
	・沿岸航路の維持・拡充と利便性の向上	2 0
	・本土間航路の維持・拡充と利便性の向上	2 0
	・旅客ターミナル機能の整備	2 0
	・利用促進キャンペーンと利便性の向上	2 0
	・航法援助施設の整備の促進	2 0

行政への住民意向の反映

基本方針（分野）	主要事業	本文頁
社会基盤	・地域情報化基盤の整備	2 1
行財政	・住民参加型まちづくりの推進	5 2
	・多様なコミュニティ活動の支援、基盤づくり	5 2
	・男女共同参画の促進	5 2
	・情報公開、情報提供体制の整備	5 2
	・支所等における住民サービスの維持	5 2
	・電子自治体の推進	5 3
	・水準の高い住民サービスを提供するための行政運営の効率化	5 3
	・地方分権に対応できる職員育成	5 3
	・行政評価制度の導入	5 3

ごみの収集・処理・減量化・再資源化対策

基本方針（分野）	主要事業	本文頁
環境	・ごみ処理・し尿処理施設の整備	2 5
	・ごみ分別及び減量化対策の推進	2 5
	・資源リサイクルの推進	2 5
	・環境学習の推進	2 5
	・環境づくりに係るボランティア・NPO等の支援	2 5 ~ 2 6

観光の振興

基本方針（分野）	主要事業	本文頁
社会基盤	・ 国道の整備	1 9
	・ 主要地方道、一般県道の整備	1 9
	・ 市道の整備	1 9
	・ 港湾等の整備	1 9
	・ 沿岸航路の維持・拡充と利便性の向上	2 0
	・ 本土間航路の維持・拡充と利便性の向上	2 0
	・ 旅客ターミナル機能の整備	2 0
	・ 生活路線の維持	2 0
	・ コミュニティバスの導入	2 0
	・ 利用促進キャンペーンと利便性の向上	2 0
	・ 航法援助施設の整備の促進	2 0
	・ 地域情報化基盤の整備	2 1
	・ I T活用の推進	2 1
	・ 情報拠点の機能強化	2 1
環境	・ 豊かな自然と景観の保全	2 4
	・ 生活排水処理事業の推進	2 4
	・ 新エネルギーの導入促進	2 5
	・ バリアフリーの推進	2 6
	・ 良好な景観づくり	2 6
産業	・ 産地形成	4 1
	・ 地産地消の促進（農業）	4 2
	・ 農畜産加工品の開発	4 2
	・ 販売促進活動の強化（農業）	4 2
	・ 農業集落環境の整備	4 2 ~ 4 3
	・ 癒しの森林づくり	4 3
	・ 特産品開発	4 3
	・ 漁業者の経営基盤強化	4 4
	・ 水産特産品の開発	4 5
	・ 地産地消の促進（水産業）	4 5
	・ 販売促進活動の強化（水産業）	4 5
	・ しまの自然や産業を活かした体験観光の推進	4 5 ~ 4 6
	・ 豊かな自然を活かした癒しのしまづくり	4 6
	・ 歴史、文化、スポーツを核とした交流の推進	4 6
	・ 新たな観光資源の整備活用	4 6
	・ 観光客誘致宣伝の充実強化	4 6
	・ 観光関連組織の強化	4 6
	・ 観光関連人材の育成	4 6
	・ 観光関係施設等の整備	4 6 ~ 4 7
	・ 商店街の街なみ整備	4 7
	・ 集客イベントの充実	4 7
	・ 新事業・商品の開発支援	4 7
	・ 地場産品の流通支援	4 7
・ 新エネルギー活用による観光の振興	4 8	

商工業の振興

基本方針（分野）	主要事業	本文頁
社会基盤	・ 国道の整備	1 9
	・ 主要地方道、一般県道の整備	1 9
	・ 市道の整備	1 9
	・ 港湾等の整備	1 9
	・ 沿岸航路の維持・拡充と利便性の向上	2 0
	・ 本土間航路の維持・拡充と利便性の向上	2 0
	・ 旅客ターミナル機能の整備	2 0
	・ 生活路線の維持	2 0
	・ コミュニティバスの導入	2 0
	・ 利用促進キャンペーンと利便性の向上	2 0
	・ 航法援助施設の整備の促進	2 0
	・ 地域情報化基盤の整備	2 1
	・ I T活用の推進	2 1
	・ 情報拠点の機能強化	2 1
環境	・ 新エネルギーの導入促進	2 5
	・ 水道施設の整備	2 6
	・ 水源の維持・確保	2 6
産業	・ 産地形成	4 1
	・ 生産供給体制の確立	4 2
	・ 地産地消の促進（農業）	4 2
	・ 農畜産加工品の開発	4 2
	・ 販売促進活動の強化（農業）	4 2
	・ 地元産材活用強化	4 3
	・ 特産品開発	4 3
	・ 流通・加工体制の整備	4 5
	・ 水産特産品の開発	4 5
	・ 地産地消の促進（水産業）	4 5
	・ 販売促進活動の強化（水産業）	4 5
	・ しまの自然や産業を活かした体験観光の推進	4 5 ~ 4 6
	・ 豊かな自然を活かした癒しのしまづくり	4 6
	・ 歴史、文化、スポーツを核とした交流の推進	4 6
	・ 商店街の街なみ整備	4 7
	・ まちづくり組織の支援	4 7
	・ 集客イベントの充実	4 7
	・ 新事業・商品の開発支援	4 7
	・ 地場産品の流通支援	4 7
	・ 起業化支援の強化	4 8
	・ 企業誘致	4 8
	・ 新エネルギー活用による観光の振興	4 8

水産業の振興

基本方針（分野）	主要事業	本文頁
社会基盤	・ 国道の整備	1 9
	・ 主要地方道、一般県道の整備	1 9
	・ 市道の整備	1 9
	・ 港湾等の整備	1 9
	・ 沿岸航路の維持・拡充と利便性の向上	2 0
	・ 本土間航路の維持・拡充と利便性の向上	2 0
	・ 利用促進キャンペーンと利便性の向上	2 0
	・ 航法援助施設の整備の促進	2 0
	・ 地域情報化基盤の整備	2 1
	・ I T 活用の推進	2 1
	環境	・ 生活排水処理事業の推進
産業	・ 漁場整備	4 4
	・ 漁業関連組織の機能強化	4 4
	・ 新規就業者支援	4 4
	・ 新技術の開発・導入支援	4 4
	・ 漁業者の経営基盤強化	4 4
	・ 流通・加工体制の整備	4 5
	・ 水産特産品の開発	4 5
	・ 地産地消の促進（水産業）	4 5
	・ 販売促進活動の強化（水産業）	4 5
	・ 漁業集落環境の整備	4 5
	・ 漁港の整備	4 5
	・ しまの自然や産業を活かした体験観光の推進	4 5 ~ 4 6
	・ 豊かな自然を活かした癒しのしまづくり	4 6
	・ 歴史、文化、スポーツを核とした交流の推進	4 6
	・ 新事業・商品の開発支援	4 7
・ 地場産品の流通支援	4 7	
・ 新エネルギー導入による地域の農林水産業の活性化	4 8	

農林業の振興

基本方針（分野）	主要事業	本文頁
社会基盤	・ 国道の整備	1 9
	・ 主要地方道、一般県道の整備	1 9
	・ 市道の整備	1 9
	・ 港湾等の整備	1 9
	・ 沿岸航路の維持・拡充と利便性の向上	2 0
	・ 本土間航路の維持・拡充と利便性の向上	2 0
	・ 利用促進キャンペーンと利便性の向上	2 0
	・ 航法援助施設の整備の促進	2 0
	・ 地域情報化基盤の整備	2 1
	・ I T 活用の推進	2 1
	環境	・ 生活排水処理事業の推進
・ 水源の維持・確保		2 6
産業	・ 産地形成	4 1
	・ 農業生産組織の育成	4 1
	・ 農業基盤の整備	4 1
	・ 新規就農支援	4 2
	・ 認定農業者等支援	4 2
	・ 高齢農業者支援	4 2
	・ 生産供給体制の確立	4 2
	・ 地産地消の促進（農業）	4 2
	・ 農畜産加工品の開発	4 2
	・ 販売促進活動の強化（農業）	4 2
	・ 農業集落環境の整備	4 2 ~ 4 3
	・ 森林整備	4 3
	・ 治山事業等の推進	4 3
	・ 癒しの森林づくり	4 3
	・ 木材生産、流通体制の強化	4 3
	・ 地元産材活用強化	4 3
	・ 特産品開発	4 3
	・ 林業後継者の育成	4 3 ~ 4 4
	・ しまの自然や産業を活かした体験観光の推進	4 5 ~ 4 6
	・ 豊かな自然を活かした癒しのしまづくり	4 6
	・ 歴史、文化、スポーツを核とした交流の推進	4 6
	・ 新事業・商品の開発支援	4 7
	・ 地場産品の流通支援	4 7
	・ 新エネルギー導入による地域の農林水産業の活性化	4 8

自然環境の保全

基本方針（分野）	主要事業	本文頁
環境	・豊かな自然と景観の保全	2 4
	・生活排水処理事業の推進	2 4
	・新エネルギーの導入促進	2 5
	・省エネルギーの推進	2 5
	・ごみ処理・し尿処理施設の整備	2 5
	・ごみ分別及び減量化対策の推進	2 5
	・資源リサイクルの推進	2 5
	・環境学習の推進	2 5
	・環境づくりに係るボランティア・NPO等の支援	2 5 ~ 2 6
	・良好な景観づくり	2 6
	・水源の維持・確保	2 6
	・防災対策事業の推進	2 7
教育・文化	・文化財・遺跡の保護と活用	3 7
産業	・農業集落環境の整備	4 2 ~ 4 3
	・森林整備	4 3
	・治山事業等の推進	4 3
	・癒しの森林づくり	4 3
	・漁場整備	4 4
	・漁業集落環境の整備	4 5
	・しまの自然や産業を活かした体験観光の推進	4 5 ~ 4 6
	・豊かな自然を活かした癒しのしまづくり	4 6

買い物、飲食が楽しめる商業施設の整備

基本方針（分野）	主要事業	本文頁
社会基盤	・生活路線の維持	2 0
	・コミュニティバスの導入	2 0
産業	・商店街の街なみ整備	4 7
	・まちづくり組織の支援	4 7
	・集客イベントの充実	4 7

子育てしやすい地域づくり施策の充実

基本方針（分野）	主要事業	本文頁
社会基盤	・沿岸航路の維持・拡充と利便性の向上	2 0
	・生活路線の維持	2 0
	・コミュニティバスの導入	2 0
環境	・バリアフリーの推進	2 6
	・交通安全・防犯対策の充実	2 7
保健・医療・福祉	・母子、老人などの保健事業、精神保健事業の充実	3 0
	・予防事業の充実	3 0
	・保健センターなど活動拠点の整備・充実	3 0
	・健康づくり活動グループ・リーダーなどの育成	3 0
	・健康づくり関連イベントの推進	3 0
	・地域医療機関の整備・充実	3 0
	・高度な機能を有する医療機関との連携強化と救急医療体制の充実	3 0 ~ 3 1
	・医師の確保、医療体制の充実	3 1
	・児童・家庭に関する相談支援体制の充実	3 2
	・子育てに係る経費負担の軽減	3 2
	・乳児健康支援一時預かり事業等の推進	3 2
	・保育サービスの拡充	3 2
	・保育体制及び施設の整備・充実	3 2
	・放課後児童クラブ・小規模児童クラブの整備・充実	3 2
	・児童館・児童遊園等の整備・充実	3 2
	・在宅福祉サービスの推進	3 3
	・日常生活支援の推進	3 3
	・支援ネットワークづくり	3 3
	・各種（更生）援護施設等の整備	3 3
	・相談、治療、訓練等の充実	3 3
・生活安定支援の推進	3 3	
・相談、支援体制の充実	3 3	
教育・文化	・スポーツ・レクリエーション施設の整備	3 6
	・地域支援プログラムの開発	3 7
	・学習機会・内容の充実	3 7
	・学習環境の整備・充実	3 7
	・文化活動団体の拡充と育成	3 7
	・文化施設の充実	3 7
	・文化芸能大会の実施	3 7
	・文化財・遺跡の保護と活用	3 7
	・伝統芸能の継承と活用	3 7 ~ 3 8
	・歴史・文化・スポーツなどを活かした国際交流	3 8
	・JET プログラム事業の推進	3 8
行財政	・多様なコミュニティ活動の支援、基盤づくり	5 2
	・男女共同参画の促進	5 2
	・支所等における住民サービスの維持	5 2

地域内の公共交通（バス、船）の整備

基本方針（分野）	主要事業	本文頁
社会基盤	・国道の整備	1 9
	・主要地方道、一般県道の整備	1 9
	・市道の整備	1 9
	・港湾等の整備	1 9
	・沿岸航路の維持・拡充と利便性の向上	2 0
	・旅客ターミナル機能の整備	2 0
	・生活路線の維持	2 0
	・コミュニティバスの導入	2 0

合併に対する不安解消に資する事業

基本方針（分野）	主要事業	本文頁
社会基盤	・ 国道の整備	19
	・ 主要地方道、一般県道の整備	19
	・ 市道の整備	19
	・ 港湾等の整備	19
	・ 沿岸航路の維持・拡充と利便性の向上	20
	・ 生活路線の維持	20
	・ コミュニティバスの導入	20
	・ 地域情報化基盤の整備	21
	・ IT活用の推進	21
	・ 情報拠点の機能強化	21
環境	・ 消防・防災体制の充実	26～27
保健・医療・福祉	・ 地域医療機関の整備・充実	30
	・ 高度な機能を有する医療機関との連携強化と救急医療体制の充実	30～31
	・ 医師の確保、医療体制の充実	31
	・ 介護保険事業の推進	31
	・ 在宅福祉サービスの充実	31
	・ 高齢者福祉施設等の整備・充実	31
教育・文化	・ 青少年の交流・学習機会の充実	36
	・ 生涯学習のまちづくり	36
	・ 地域支援プログラムの開発	37
	・ 文化芸能大会の実施	37
	・ 伝統芸能の継承と活用	37～38
行財政	・ 住民参加型まちづくりの推進	52
	・ 多様なコミュニティ活動の支援、基盤づくり	52
	・ 男女共同参画の促進	52
	・ 情報公開、情報提供体制の整備	52
	・ 支所等における住民サービスの維持	52
	・ 電子自治体の推進	53

合併のメリットを活かす事業（広域的施策）

基本方針（分野）	主要事業	本文頁
社会基盤	・ 国道の整備	1 9
	・ 主要地方道、一般県道の整備	1 9
	・ 市道の整備	1 9
	・ 地域情報化基盤の整備	2 1
環境	・ 生活排水処理事業の推進	2 4
	・ ごみ処理・し尿処理施設の整備	2 5
	・ ごみ分別及び減量化対策の推進	2 5
	・ 資源リサイクルの推進	2 5
	・ 水道施設の整備	2 6
	・ 水源の維持・確保	2 6
保健・医療・福祉	・ 介護保険事業の推進	3 1
	・ 在宅福祉サービスの充実	3 1
	・ 高齢者福祉施設等の整備・充実	3 1
教育・文化	・ スポーツ・レクリエーション施設の整備	3 6
	・ 歴史・文化・スポーツなどを活かした国際交流	3 8
産業	・ 販売促進活動の強化（農業）	4 2
	・ 販売促進活動の強化（水産業）	4 5
	・ しまの自然や産業を活かした体験観光の推進	4 5 ~ 4 6
	・ 豊かな自然を活かした癒しのしまづくり	4 6
	・ 歴史、文化、スポーツを核とした交流の推進	4 6
	・ 新たな観光資源の整備活用	4 6
	・ 観光客誘致宣伝の充実強化	4 6
	・ 観光関連組織の強化	4 6
	・ 集客イベントの充実	4 7
	・ 新事業・商品の開発支援	4 7
	・ 地場製品の流通支援	4 7
	・ 起業化支援の強化	4 8
行財政	・ 電子自治体の推進	5 3
	・ 水準の高い住民サービスを提供するための行政運営の効率化	5 3
	・ 地方分権に対応できる職員育成	5 3
	・ 行政評価制度の導入	5 3